

## 西東京市第3次環境基本計画 素案

## 目次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的事項                 | 1  |
| 1 計画策定の経緯                    | 1  |
| 2 背景                         | 1  |
| 3 本計画のポイント                   | 3  |
| 4 本計画とSDGsとのかかわりについて         | 4  |
| 5 計画の位置づけ                    | 5  |
| 6 計画の期間                      | 6  |
| 7 計画の対象範囲                    | 6  |
| 8 計画の主体と各主体の役割               | 7  |
| 9 計画の構成                      | 8  |
| 第2章 本市が目指す環境未来像              | 9  |
| 1 基本理念                       | 9  |
| 2 環境未来像 2050 と実現に向けた基本方針     | 13 |
| 第3章 環境未来像実現に向けた具体的な取組        | 17 |
| 基本方針1 ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組みます | 18 |
| 1 西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)     | 18 |
| 2 西東京市気候変動適応計画               | 25 |
| 基本方針2 循環型社会の構築に向けて取り組みます     | 37 |
| 基本方針3 地域の良い環境を守ります           | 41 |
| 基本方針4 持続可能な社会を担う人づくりを行います    | 47 |
| 第4章 重点プロジェクト                 | 51 |
| 1 西東京市ゼロカーボンシティ戦略            | 51 |
| 2 生物多様性地域戦略                  | 61 |
| 第5章 計画の推進方策                  | 72 |
| 1 推進体制                       | 72 |
| 2 進行管理の手法                    | 73 |



# 第 1 章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の経緯

西東京市(以下、「本市」という。)では、「西東京市環境基本条例」に基づいて、2004年3月に「西東京市環境基本計画」を策定し、2009年3月に「西東京市環境基本計画(後期計画)」として再編成したのち、2014年3月には「西東京市第2次環境基本計画」を策定しました。さらに、2019年3月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、「西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を包含する形で、「西東京市第2次環境基本計画(後期計画)」(以下、「前計画」という。)を策定しました。

このたび、前計画策定から5年が経過し、計画期間が終了する時期を迎えたことを受け、近年の複雑化するさまざまな環境問題や深刻化する地球温暖化に対して、より効果的な対策を行うため、前計画を見直して「西東京市第3次環境基本計画」(以下、「本計画」という。)の策定を行いました。

## 2 背景

### 【世界・国】

国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、2023年3月に公表した第6次報告書統合報告書の中で、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がないことや、継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらし、短期のうちに気温上昇が1.5℃に達するとの厳しい見通しが示されました。この10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つとも記載されており、今すぐ対策を取ることの必要性が訴えかけられています。このような状況の中、日本は2050年に二酸化炭素の排出を「実質ゼロ」にするゼロカーボンの実現を宣言し、2030年には温室効果ガス排出量を半減することを目標として、さまざまな取組を進めています。2022年2月から始まったロシア・ウクライナ危機では、一次エネルギーの約88%を輸入に依存している日本の脆弱なエネルギー構造が改めて浮き彫りになり、純国産エネルギーである再生可能エネルギーについて、脱炭素化の側面だけでなく、エネルギー保障の面からも重要性が再確認されています。

また、気候変動による影響は、種の絶滅や生息・生育域の移動、減少、消滅などを引き起こし、生物多様性の損失や生態系サービスの低下につながる可能性があると言われていています。生物多様性は人類の生存を支え、人類にさまざまな恵みをもたらすものであり、世界全体でこの問題に取り組むことが重要となっています。

さらに、**経済性・利便性からくる大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動**は、環境に負荷を与え、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失などさまざまな環境問題にも密接に関係しています。

このような現状を踏まえ、国の第五次環境基本計画では、物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方や、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、「脱炭素」を実現する循環共生型の社会を目指すことが重要であるとしています。

## 【東京都】

2022年9月に策定された「東京都環境基本計画」では、社会経済が高度に発展した成熟社会においても持続的な成長を遂げるなど、「成長」「成熟」が両立した、持続可能で、安全・安心、快適、希望にあふれた東京、すなわち、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を目指していくとしており、具体的な目標と施策のあり方を示しています。

また、脱炭素については、2019年12月に「ゼロエミッション東京戦略」を公表し、2050年におけるゼロエミッションの実現に向けて取り組んでいます。さらに、生物多様性保全については、2023年4月に「東京都生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現にむけて取り組んでいます。そして、資源循環については、2021年9月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定し、東京が大都市としての活力を維持し、社会を発展させるため、持続可能な社会の構築及び社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指すための取組を示しています。

### 3 本計画のポイント

本計画は、環境に関する総合的な計画として、本市の環境施策の方向性を示すものです。さらに、環境を保全するための取組は市民や事業者、市の三者が協力して取り組むことが重要です。

#### ●温暖化対策の強化

本計画では、西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づいて、市民がどのように温暖化対策に取り組むべきかをまとめた「西東京市ゼロカーボンシティ戦略」を示しています。

#### ●資源循環の強化

本計画では、近年問題となっているプラスチックの資源循環や食品ロスの削減に向けた取組を強化することで、市民一人あたりのごみの発生量のさらなる削減を進めます。

#### ●生物多様性の保全と活用の強化

本計画では、本市の自然や生きものの生息環境における現状や課題を踏まえて、どのように生物多様性を保全するか、また生物多様性による恩恵をこれからも継続的に利用するため、市民、事業者、市はどのようなことに取り組めば良いかなどを示しています。

#### ●市民・事業者・市による協働の強化

環境を守るうえで、市民や事業者が取組に参加することは大変重要です。このため、市民や事業者への計画内容の浸透や取組に参加する機会の提供などを強化します。

## 4 本計画とSDGsとのかかわりについて

SDGs(持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals)とは、2015年9月に国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載されている、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓い、途上国の貧困、教育、保健などの開発課題に加え、持続可能な開発の3本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させていくとされています。

SDGsは、気候変動や生物多様性など環境に関する項目だけでなく、地域経済や生活など環境以外の分野についても幅広く目標が掲げられています。SDGsの達成に向けて取組を進めることは、現在の私たちの暮らしや環境をより良くするだけでなく、将来を担う子どもたちのために、持続可能なまちづくりを発展させることにもつながります。

このため、本計画では、地球温暖化対策や生物多様性の保全、資源循環などのさまざまな取組を通してSDGsゴールの達成に貢献していきます。



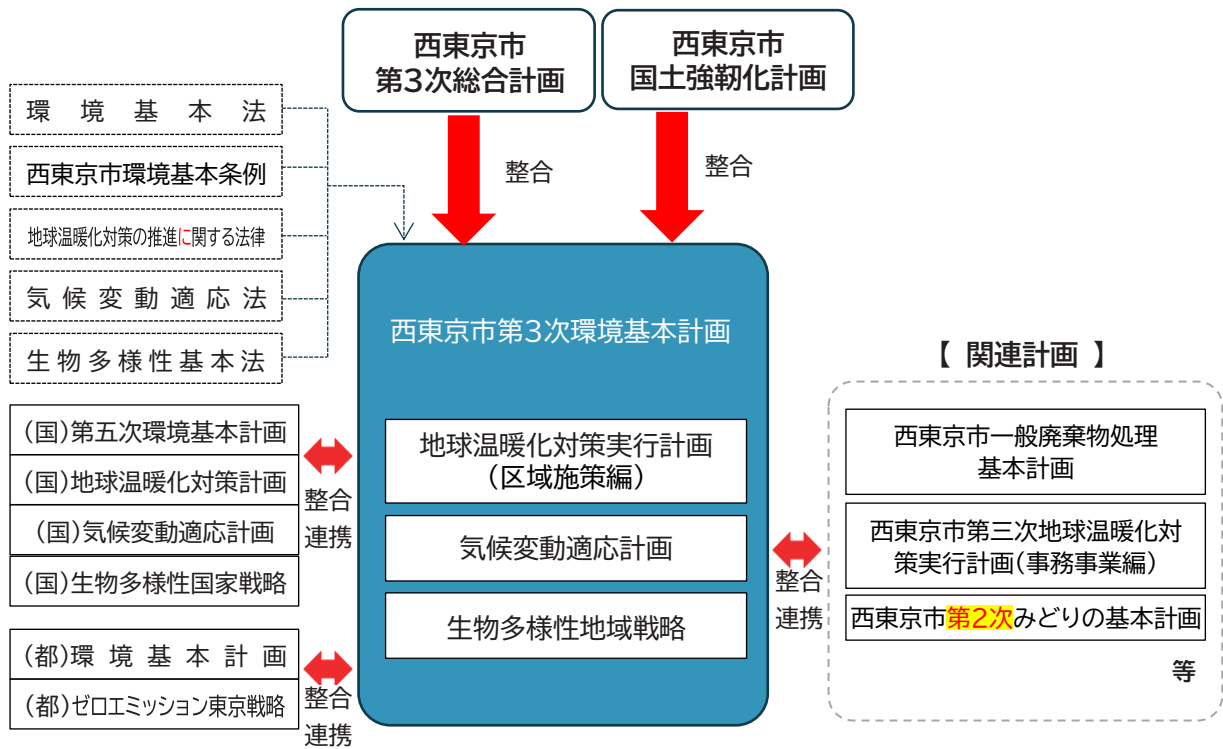
SDGsの17のゴール

出典:国連広報センター

## 5 計画の位置づけ

本計画は、西東京市環境基本条例第7条に基づいて策定します。また、本計画は西東京市第3次総合計画を環境面から実現する役割を担うとともに、環境に関する個別計画との整合を図ります。

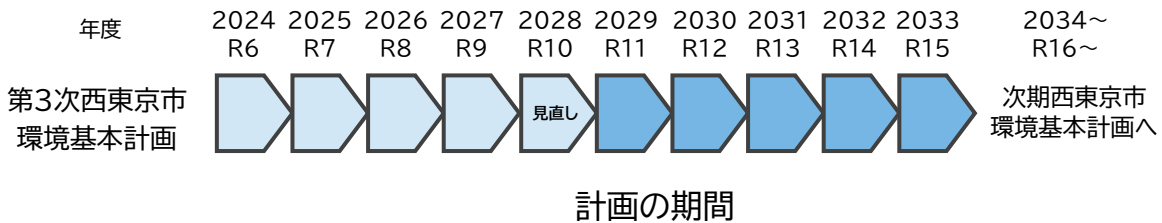
また、本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画の内容を含んでいます。



計画の位置づけ

## 6 計画の期間

本計画の期間は、2024(令和6)年度から2033(令和15)年度までの10年間とします。その間の社会情勢の変化へ柔軟に対応するため、施策や目標の進捗についての点検を毎年行うとともに、5年を目途にそれらを総括し、必要に応じ計画の見直しを行います。



## 7 計画の対象範囲

本計画は西東京市環境基本条例第3条に基づき、環境の目標としての未来像を定め、未来像を実現するために必要な取組を計画の対象範囲とすることから、以下のように設定します。

計画の対象範囲

| 分野   | 内容  |
|------|---|
| 地球環境 | 気候変動対策(緩和策、適応策) など                                    |
| 資源循環 | 廃棄物、4R など   |
| 地域環境 | 樹林地、農地、河川、生物多様性、公園・緑地、都市景観、遺跡、文化財、大気、水質、騒音・振動、化学物質 など |
| 人づくり | 教育・学習、連携、情報発信 など                                      |



## 8 計画の主体と各主体の役割

本計画の主体は、**市民・事業者・西東京市**です。各主体の役割は、西東京市環境基本条例第4条から第6条に定めるとおりとします。

### 西東京市環境基本条例【抜粋】

#### (市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

3 市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。

5 市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。

6 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

#### (市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。

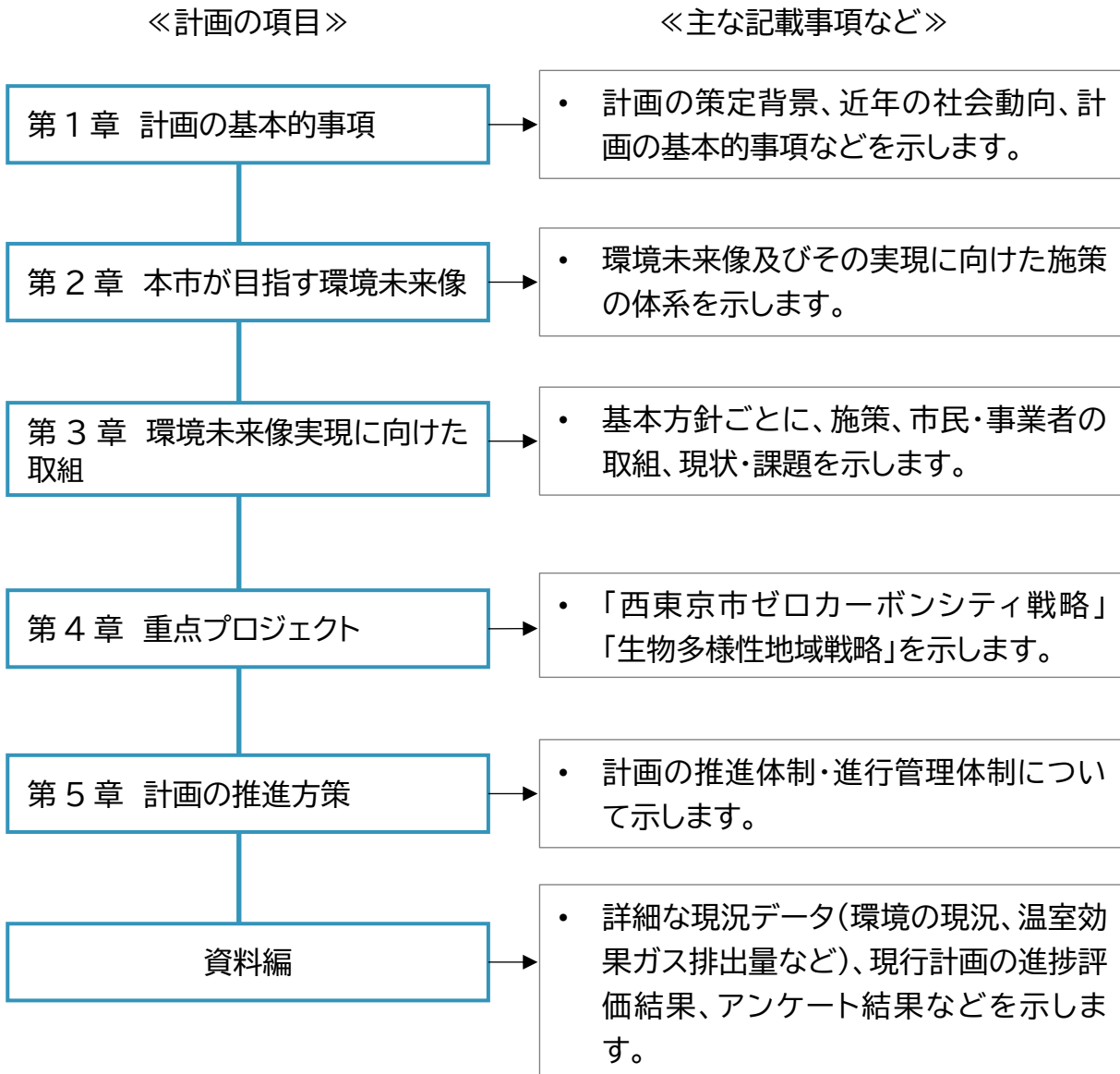
2 市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。

3 市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないよう相互に配慮しなければならない。

4 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

## 9 計画の構成

本計画の全体構成を次に示します。



## 第2章 本市が目指す環境未来像

### 1 基本理念

本計画の基本理念は、西東京市環境基本条例第3条の基本理念と共有します。

#### 基本理念

環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。

環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。

地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

#### 地球環境・地域環境

保 全

回 復

創 造

良好な環境を将来の世代に引き継ぐ

## 2 西東京市の概況

### 1)位置・地勢

本市は、東京都心の北西部、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に接しています。市域は、最高標高 67.0m(芝久保町三丁目付近)、最低標高 46.7m(下保谷三丁目付近)であり、ほぼ平坦です。市内南部に石神井川が西部から東部に向かって流れ、南部に玉川上水、千川上水といった水路があります。

### 2)気候

気象庁が設置している練馬観測所のデータによると、2021 年の平均気温は 16.3℃であり、年間降水量は 1,730mm となっています。2021 年の月間平均気温は最高が 8 月の 27.7℃、最低が 1 月の 4.7℃となっており、月間降水量は 8 月が最も多く 281mm となっています。

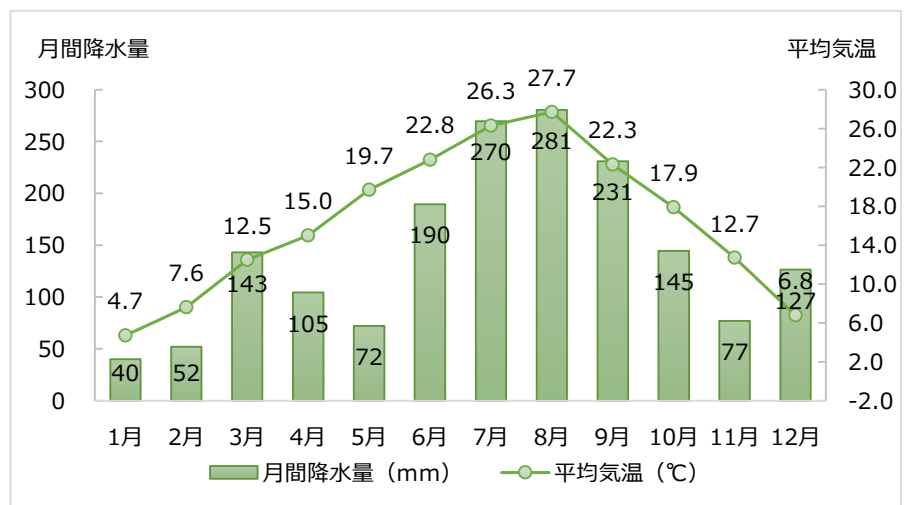


図 年間降水量と平均気温の推移

出典:気象庁(練馬観測所)

### 3)人口と世帯

2022年(1月1日時点)の人口は 205,805 人、世帯数は 100,394 世帯となっており、ともに増加傾向です。一方、世帯当たり人口は減少傾向にあり、2022 年で 2.05 人となっています。

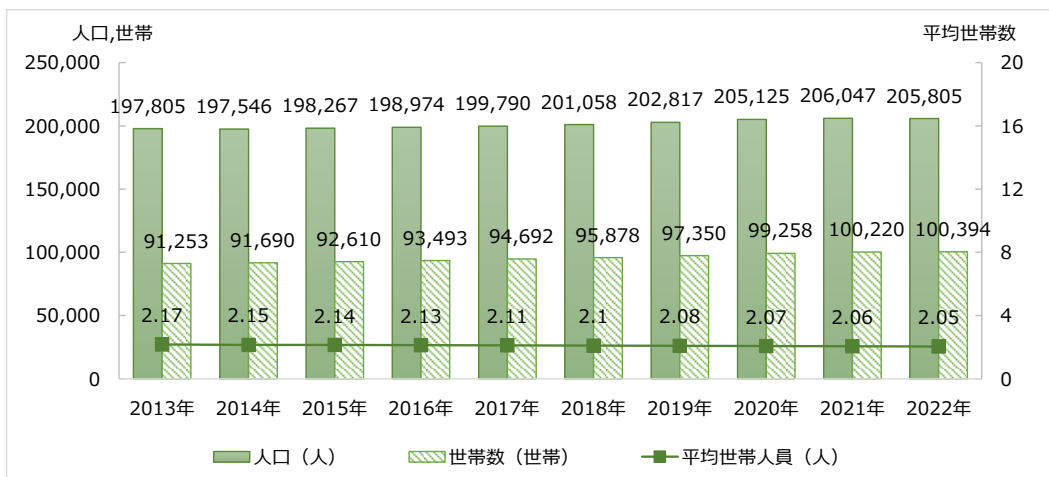


図 人口・世帯数・平均世帯人員の推移

出典:統計にしよう

2022年11月に作成した西東京市人口推計調査報告書によると、本市の人口推計は2027年をピークに減少すると推測しており、2042年には、およそ200,927人となり、ピークである2027年と比較して2.4%減少すると推計しています。

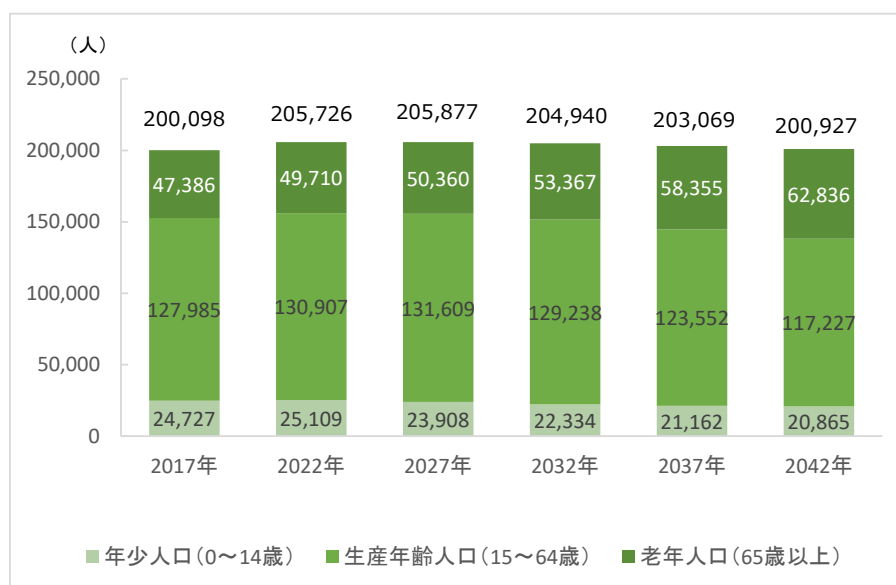


図 本市の将来推計人口

出典:西東京市人口推計調査報告書

本市の昼夜間人口比率(夜間人口 100 人当たりの昼間人口の割合)は、2020 年で78.3%と、2010 年より 1.7 ポイント減少しており、市外に通勤、通学する人の割合が高いベッドタウンとなっています。また、東京都内の自治体でみると、昼夜間人口比率は 3 番目に低い状況となっています。

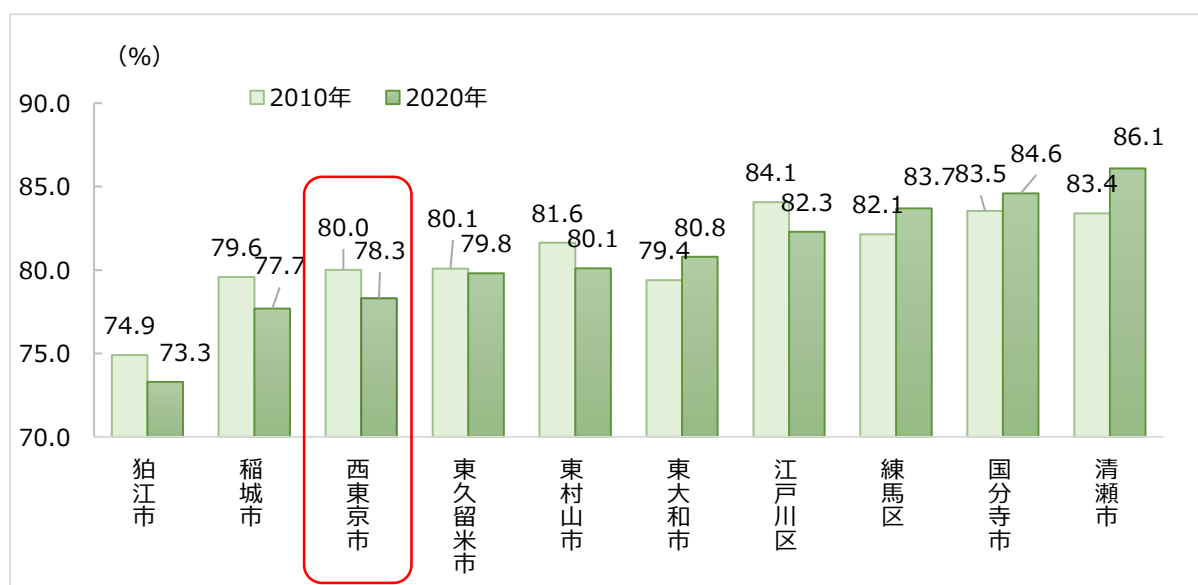


図 東京都の人口の昼夜間人口比率が低い 10 自治体

出典:東京都総務局統計部「東京都統計年鑑」より作成

#### 4) 土地利用

本市は、東西 4.8km、南北 5.6km にわたり、面積は 15.75 km<sup>2</sup> です。2020 年においては、総面積のうち、宅地が 85.6% を占めており、2015 年より 1.8 ポイント上昇しました。なお、東京都の宅地面積比率は 1.0 ポイント、多摩六都(西東京市、東久留米市、清瀬市、東村山市、小平市)の宅地面積比率は 1.9 ポイント上昇となっています。

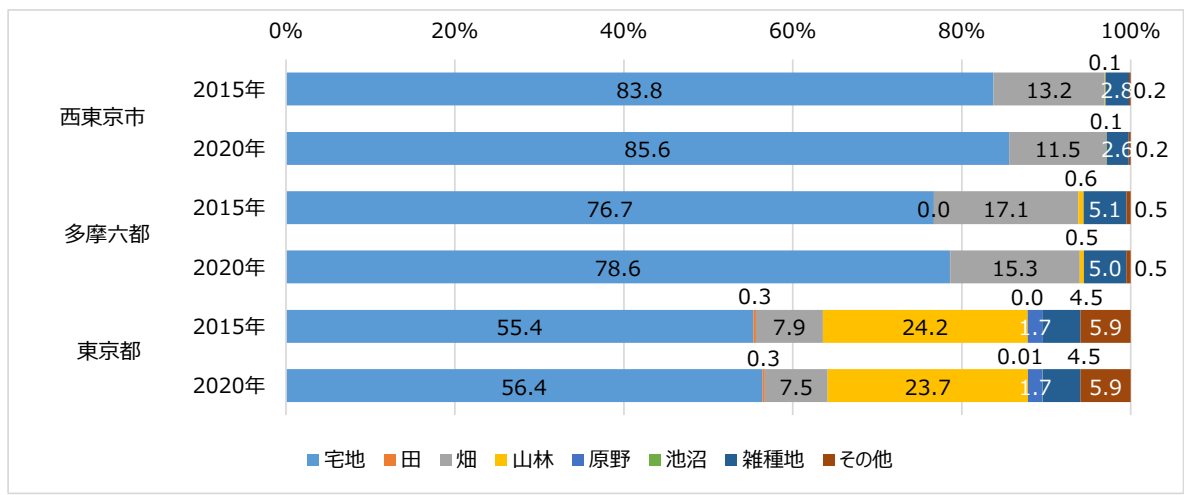


図 土地利用の割合の比較

出典:東京都総務局統計部「東京都統計年鑑」より作成

#### 5) 産業動向

本市の産業別の従業員数は、2020 年度において、第三次産業(サービス業等)が 85.5% を占め、その割合は増加傾向にあります。一方、第二次産業(製造業等)は 13.9% を占め、その割合は減少傾向にあります。第一次産業(農業等)は 1% に満たない状況が続いています。

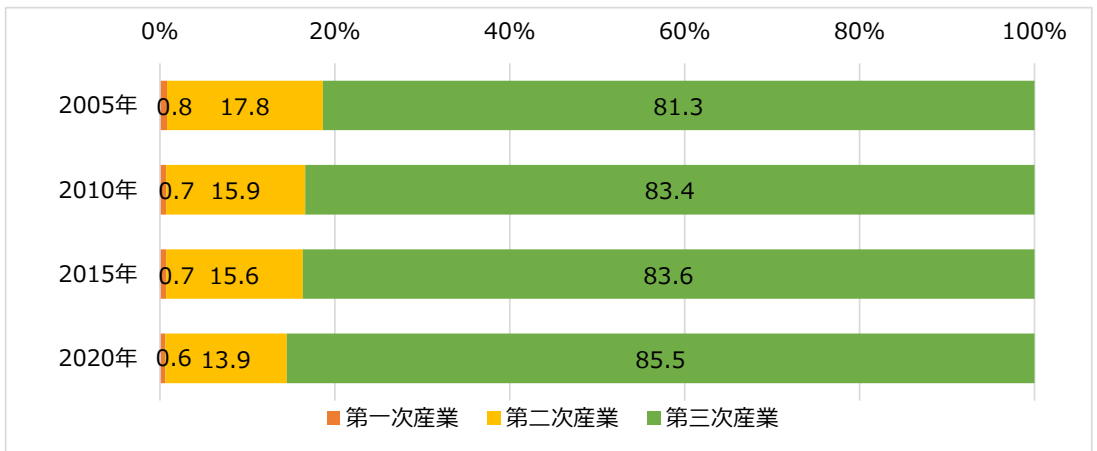


図 産業別従業員数の割合

出典:国勢調査

### 3 環境未来像 2050 と実現に向けた基本方針

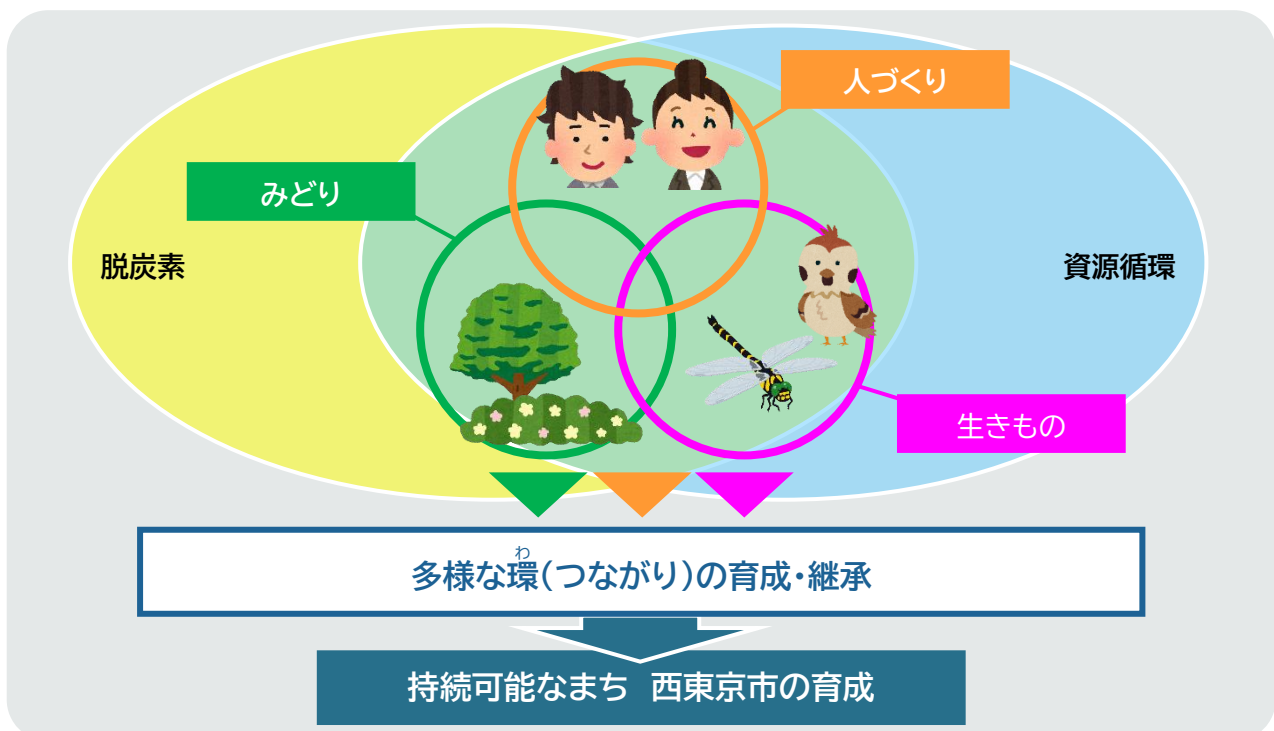
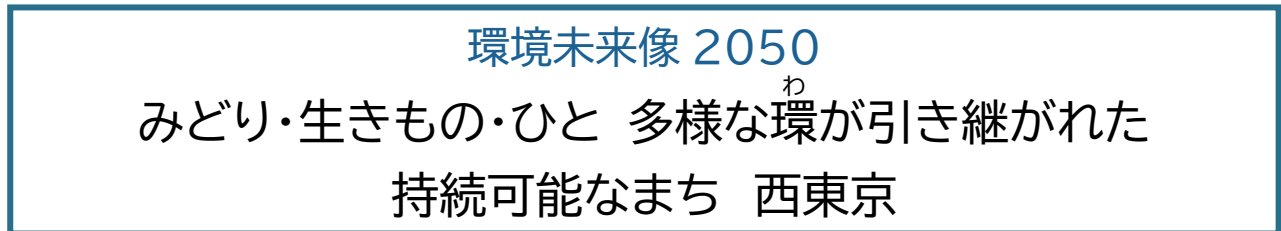
#### 1)環境未来像 2050

本市は、コンパクトな市域に約 20 万人の市民が暮らしており、都心に近く、利便性が高いまちです。一方で、市域には農地や武蔵野の自然を感じることができる樹林地が一部の地域にみられるなど、恵まれた環境が維持されています。これは、市民を対象としたアンケートや学生の参加によるワークショップでも、本市の魅力のひとつとしてあげられており、本市の環境を語る上で重要な要素となっています。

みどりは、生きものが生息する上で欠くことができない存在です。さらに、憩いや安らぎ、防災・減災、温室効果ガスの吸収など、さまざまな恩恵を与えてくれるなど、私たちの生活においても重要な役割を担っています。そして、持続可能なまちを実現するには、この“みどり”“生きもの”“ひと”の相互の環(つながり)を守っていく必要があります。

さらに、持続可能なまちを実現する上では、みどりのネットワークや生物多様性といったみどりや生きもの相互の環(つながり)の質的な向上、さらに、環境保全に取り組む人と人の環(つながり)の強化など、多様な“環”も育み、そして将来に引き継ぐ必要があります。

これらを踏まえ、良好な環境を将来の世代に引き継ぐために本計画では、本市が目指す 2050 年の本市の環境の姿(環境未来像 2050)を次のように設定し、その実現に向けて取組を進めることとします。



## 2)基本方針

前述した環境未来像 2050 の実現に向けて、本計画では下に示している4つの基本方針に基づいて取り組みます。

### 基本方針1 ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組みます (地球環境分野)

(⇒15 ページ)

ゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギーの利用や省エネ活動など、さまざまな対策で温室効果ガスの排出をできるだけ抑えます。また、今後、地球温暖化の影響があっても安心して生活することができるように対策します。

写真

### 基本方針2 循環型社会の構築に向けて取り組みます (資源循環分野)

(⇒27 ページ)

使えるものはできるだけ捨てずに使い、どうしても捨てなければいけないものでもできるだけリサイクルすることで、資源を大切に利用することになります。します。資源としてどうしても利用することができないものについては、適正に処理します。

写真

### 基本方針3 地域の良好な環境を守ります (地域環境分野)

(⇒31 ページ)

武蔵野の面影を残す樹木林をはじめとした自然環境、公園や緑地などの都市環境、大気、河川水質などの生活環境を守り、これからも市民が安心して快適に生活できる西東京市とします。

写真

### 基本方針4 持続可能な社会を担う人づくりを行います (人づくり分野)

(⇒37 ページ)

環境を守る上で市民や事業者、市が協力することは重要です。このため、環境教育や環境を守る活動に参加しやすくなる環境づくりなどを通じて、持続可能な社会を担う人を育てます。

写真



### 社会的情勢など

- 持続可能な開発目標(SDGs)の達成への貢献
- 2050年カーボンニュートラルの実現
- 生物多様性国家戦略の推進
- 循環型社会構築に向けた課題(廃プラスチック、食品ロス問題など)への対応
- 生活様式の変化 など

### 市の環境面における主な現状・課題

- 将来的な少子高齢化への備え
- ゼロカーボンシティの実現
- 循環型社会の実現に向けた廃棄物の発生抑制、資源化の推進
- 緑地の減少、生物多様性の低下
- 良好な生活環境の継続的な維持 など

### アンケート・ヒアリングなどからの主な現状・課題

#### 【市民】

- 2050年に求める姿としてごみ対策や資源化の推進、みどりの保全への関心が高い
- 市内の清潔さや静けさ、みどりの豊かさへの満足度が高く、一方で市内の河川や水辺、市の環境施策に対する満足度が低い
- 環境保全活動に参加したことのある市民は1割程度であり、協働を促すことが必要 など

#### 【事業者、団体など】

- 市民団体の高齢化、担い手不足
- 市内事業者の持つノウハウの積極的な活用 など

#### 【中学生、高校生】

- 良いところ: **みどり**が多い、ごみが少ない
- 改善したいところ: **みどり**の減少、自転車利用に向いていない道が多い
- 市民(18歳以上)よりも中学生の方が身近な環境への満足度が低い傾向 など

## 環境未来像 2050

みどり・生きもの・ひと 多様な環が引き継がれた持続可能なまち 西東京

### 基本方針1

ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組みます  
(地球環境分野)

### 基本方針2

循環型社会の構築に向けて取り組みます  
(資源循環分野)

### 基本方針3

地域の良好な環境を守ります  
(地域環境分野)

分野横断的な取組:重点プロジェクト

(西東京市ゼロカーボンシティ戦略、西東京市生物多様性地域戦略)

### 基本方針4

持続可能な社会を担う人づくりを行います  
(人づくり分野)

| 基本方針   | 基本施策  | 施策  |
|--|---|---|
| <b>1 ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組みます</b><br><small>(地球環境分野)</small> | 1 緩和策の推進 .....<br>2 気候変動への適応 .....  | 1-1 省エネルギーの推進<br>1-2 再生可能エネルギーの導入推進<br>1-3 脱炭素社会の実現に向けた仕組みづくりの推進<br>1-4 資源循環の推進<br>1-5 みどりの保全・創出・活用<br>2-1 自然災害に強いまちづくり<br>2-2 健康的な生活の確保  |
| <b>2 循環型社会の構築に向けて取り組みます</b><br><small>(資源循環分野)</small>     | 3 4Rの推進 .....<br>4 適正処理の推進 .....  | 3-1 排出抑制・再使用の推進<br>3-2 再生利用の推進<br>3-3 4Rの推進に向けた情報収集、情報発信<br>4-1 効率的なごみ収集の推進<br>4-2 広域処理の推進  |
| <b>3 地域の良好な環境を守ります</b><br><small>(地域環境分野)</small>          | 5 みどりや水辺環境の保全・創出・活用 .....<br>6 歴史的・文化的環境資源の保全・活用 .....<br>7 健康で快適な生活環境の維持 .....<br>8 安全・安心な美しいまちの形成 ..... | 5-1 生物多様性の保全<br>5-2 みどりの保全・創出<br>5-3 公園・緑地の活用<br>5-4 農地の保全<br>5-5 水循環の確保<br>5-6 みどりや水辺とのふれあいの確保<br>6-1 歴史的・文化的環境資源の保全<br>6-2 歴史的・文化的環境資源の活用<br>7-1 大気・水などの環境に関する調査・研究の推進<br>7-2 大気・水などの環境の改善<br>8-1 道路交通の円滑化<br>8-2 公共交通システムの充実<br>8-3 歩行者・自転車の利用環境の整備<br>8-4 誰もが利用しやすいまちづくり<br>8-5 美しい景観の形成<br>8-6 市内美化の推進 |
| <b>4 持続可能な社会を担う人づくりを行います</b><br><small>(人づくり分野)</small>    | 9 環境情報の発信・共有 .....<br>10 環境学習・教育、環境保全活動の推進 .....<br>11 市民・事業者・市の協働体制の構築 .....                             | 9-1 環境情報の発信<br>9-2 環境情報の共有<br>10-1 環境教育・環境学習の充実<br>10-2 環境保全活動への参加機会の創出・支援の実施<br>10-3 環境保全活動などを担う人材等の育成・活用<br>11-1 市民・事業者・市の協働の仕組みづくり<br>11-2 広域的な連携の推進   |

# 第3章 環境未来像実現に向けた具体的な取組

## ■本章の各ページの構成について

本章では、第2章で示した計画の体系における基本方針、基本施策などについて、具体的な内容を次頁以降に示しており、ここでは基本目標ごとの頁構成について説明しています。

なお、「第3章 基本方針1 ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組みます」については、西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び西東京市気候変動適応計画としての内容を併せ持っていることから、その前提条件となる事項や削減目標についても記載しており、他の基本方針と構成が異なります。

### 【現状と課題、基本方針】

**基本方針1**  
**ゼロカーボンシティの**  
**実現に向けて取り組みます**  
(西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)-西東京市気候変動適応計画)

【関連するSDGs目標】

基本方針1については、西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、西東京市気候変動適応計画を包含していることから、前段でこれらの計画の前提条件について示します。

**1 西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)**

1) 基本的事項

① 基準年度/目標年度  
国は、「地球温暖化対策計画」において、2030年度を目標年度として掲げ、同様に東京都も「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」において、2030年度を目標年度と定めています。  
このため、本方針も目標年度を2030年度と定め、国・都と一体となり温暖化対策に取り組んでいくこととし、さらに、長期的には2050年におけるゼロ・カーボンを目指します。なお、温室効果ガス削減目標を設定するための基準年度については、国と同様に2013年度とします。

| 本計画の基準年度 | 目標年度   |
|----------|--------|
| 基準年度     | 2013年度 |
| 目標年度     | 2030年度 |

② 対象とする区域/温室効果ガス  
この西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)において、対象とする区域は市域全体とし、日々の暮らしや事業活動など、あらゆる場面に於ける温室効果ガス排出・削減に関連した活動が対象となります。  
対象とする温室効果ガスについては、「ふじり東京・温暖化防止プロジェクト」において定められている次の7種類とします。

CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)、CH<sub>4</sub>(メタン)、N<sub>2</sub>O(一酸化二窒素)、HFCs(ハイドロフルオロカーボン)、PFCs(パーフルオロカーボン)、SF<sub>6</sub>(六フッ化硫黄)、NF<sub>3</sub>(三フッ化窒素)

基本方針の分野の現状や課題、基本施策の概要、関連する指標や目標値を示しています。

### 【基本施策】

**基本施策1 緩和策の推進**

施策1-1 省エネルギーの推進

- 家庭や事業所における省エネルギー運動の実施に向けた啓発を行います。
- クールチョイス運動の普及啓発を行います。
- 公共施設における省エネルギー機器を導入します。
- 家庭などの省エネルギー機器の設置を支援します。

施策1-2 再生可能エネルギーの導入促進

- 地域の特性をいかした再生可能エネルギーを導入します。
- 市民や事業者に対して導入補助や導入による効果などに関する情報を提供します。
- 再生可能エネルギー由来の二酸化炭素排出係数が低い電力の活用や情報発信を行います。
- 公共施設における再生可能エネルギー由来電力の調達を積極的に行います。

施策1-3 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりの推進

- 市内議員直轄市内産業産物の選択・利用を普及啓発し、食物の輸送に係るエネルギー消費を削減します。
- 地球温暖化防止対策基金を活用した、特別都市、友好都市との森林整備によるカーボンオフセット事業などを検討します。
- 環境市民活動や環境ポータル事業を行います。
- エネルギー・二酸化炭素削減推進の見える化を検討します。
- 公共交通機関の充実、自転車の利用環境向上により、移動手段を自動車から公共交通機関や自転車への転換を促進します。
- 東京都と連携した次世代自動車の普及を促進します。
- 庁内車の新規購入時には次世代自動車を選定します。
- 電気自動車の充電設備の設置を促進します。
- バイオマスプラスチック等製品ごみ袋の活用を検討します。
- フロン、代替フロン等の適正処理を行うとともに、ノンフロン冷媒を使用した製品の普及を啓発します。

【関連するSDGs目標】

※基本方針2 持続可能な社会の実現に向けて取り組みます参照  
※基本方針3 地域の良い暮らしを守ります 施策3-2~4参照

基本施策ごと施策や具体的な取組を示しています。

### 【市民・事業者が環境保全活動の例】

**環境未来像の実現に向けてみんなで取り組むこと(例) (地球温暖化対策分野)**

**市民**

- 家で生活では、無駄な照明を消す、エアコンの設定温度を見直す、省エネルギー型の家電を購入するなど、エネルギーの消費削減に取り組まします。
- 住宅に蓄電池や太陽光パネルを取り付ける。蓄電池や天日、床に断熱材を入れるなど、少ないエネルギーで快適に暮らすうえで工夫をします。また、住宅の新築や建て替えの際は「ZEH(ゼッチネット・ゼロエネルギー・ハウス)」を検討します。
- 自宅の電気を自然エネルギー由来の電力に切り替える。太陽光発電や太陽熱利用設備など、再生可能エネルギー機器を導入するなどの取組で、エネルギーを使って排出される二酸化炭素の量をできる限り減らします。
- 移動の際には自動車の利用を控え、自転車、バス、鉄道などを利用し、自動車の買い替えの際はEVなどの次世代自動車を選択します。
- 出張や出張中滞りなどの発生に備えて、西東京市水ハザードマップを確認するなど、防災に関する情報を収集します。
- 熱中症の発生に備えて、熱中症対策や暑さ指数の状況について把握します。など

**事業者**

- 事業所では、無駄な照明を消す、エアコンの設定温度を見直す、LED照明やボイラー、サーバーなど高効率型の設備機器を導入するなどの取組を通して、エネルギーの使用量を削減します。また、工場などでは省エネルギー診断を受けて専門家に指導してもらう。社内で省エネルギー機器の導入・分析などを行ったりすることで、エネルギー使用の削減を見つめ、改善につなげます。
- 事業所は、夏・冬入浴を断り、窓を二重サッシにする、壁や天井、床に断熱材を入れるなど少ないエネルギーで快適に過ごせるようにします。また、事業所の建物や工場の新築、建て替えの際には、ZEH(ゼッチネット・ゼロエネルギー・ビル)を検討します。
- 移動の際には自動車の利用を控え、自転車、バス、鉄道などを利用し、事業所の車を買入れの際はEVなどの次世代自動車を選択します。
- 出張や出張中滞りなどの発生に備えて、西東京市水ハザードマップを確認するなど、防災に関する情報を収集します。また、熱中症対策や暑さ指数の状況について把握します。など

市民や事業者が環境未来像の実現に向けてみんなが取り組むこと(例)を示しています。

### 【現状と課題(詳細)】

**地球温暖化対策分野の現状と課題**

**【現状】**

- 本市の温室効果ガス総排出量は、2013年度以降は減少傾向にあり、2017年度は前年比で減少傾向にあり、温室効果ガス排出量の削減が可能な見込みである2020年度は545千t CO<sub>2</sub>でした。
- エネルギー消費量は、2013年度から2016年度にかけて減少傾向にあり、2017年度から2020年度にかけて増加しています。
- 再生可能エネルギー導入量は、8,264kWとなり、内訳として10kW未満の太陽光発電が80%、残りが10kW以上の太陽光発電となっています。
- 導入容量削減の経年変化についてみると、2014年度から2020年度の6年間で導入量が1.6倍増加しました。
- 水循環生活の危機管理対策として、西東京市水ハザードマップの公表や石神井川川川監視カメラによる水位情報の発信などを進めています。
- 熱中症対策として、市ではホームページで熱中症対策や暑さ指数の状況について情報発信を行っています。

**【課題】**

- 本市の温室効果ガス排出量は減少傾向にありますが、ゼロカーボンの実現に向けて更なる取組が必要で、特に、民生家部門、民生家部門からの排出が全体の8割を占めていることから、これらの削減が課題となります。
- エネルギー消費量は減少傾向にありますが近年増加傾向にあり、更なる削減に取り組むために、省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入を進める必要があります。
- 今後、温暖化の進行に伴って水害や熱中症など健康被害の増加などが、さまざまな影響が生じることが予測されており、これらへの対策が必要です。

※ 西東京市水ハザードマップ 作成：環境未来像

基本方針の分野における現状や課題について、グラフ等を用いて詳細に示しています。

## 基本方針1

# ゼロカーボンシティの

# 実現に向けて取り組みます

(西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)・西東京市気候変動適応計画)

【関連する SDGs目標】



基本方針1については、西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、西東京市気候変動適応計画を包含していることから、前段でこれらの計画の前提条件などについて示します。

## 1 西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

### 1) 基本的事項

#### ① 基準年度/目標年度

国は、「地球温暖化対策計画」において、2030 年度を目標年度として掲げており、同様に東京都も「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」において、2030 年度を目標年度と定めています。

このため、本市も目標年度を 2030 年度と定め、国・都と一体となり温暖化対策に取り組んでいくこととし、さらに、長期的には 2050 年におけるゼロボンを目指します。なお、温室効果ガス削減目標を設定するための基準年度については、国と同様に 2013 年度とします。

本計画の基準年度、目標年度

|      |         |
|------|---------|
| 基準年度 | 2013 年度 |
| 目標年度 | 2030 年度 |

#### ② 対象とする区域/温室効果ガス

この西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)において、対象とする区域は市域全体とし、日々の暮らしや事業活動など、あらゆる場面における温室効果ガスの排出・削減に関連した活動が対象となります。

対象とする温室効果ガスについては、「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において対象としている次の 7 種類とします。

CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)、CH<sub>4</sub>(メタン)、N<sub>2</sub>O(一酸化二窒素)、HFCs(ハイドロフルオロカーボン類)、PFCs(パーフルオロカーボン類)、SF<sub>6</sub>(六ふっ化硫黄)、NF<sub>3</sub>(三ふっ化窒素)

### ③ 目標値

西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)における目標値は、次に示す目標値を掲げることとします。

なお、これらの目標値を設定するにあたっての考え方については、次頁以降に示します。

#### 【温室効果ガス排出削減目標】

2030 年度における西東京市の温室効果ガス排出量について 2013 年度比 46% 削減を目指す。

#### 【再生可能エネルギー(太陽光発電設備)導入目標】

2030 年度における西東京市の太陽光発電設備導入量について 17,000kW を目指す。

## 2) 温室効果ガスの排出量

本市の 2013 年度以降の温室効果ガス排出量は 2016 年度まで減少していましたが、近年横ばいとなっており、排出量の算定が可能な最新年度である 2020 年度は 545 千 t-CO<sub>2</sub> でした(図 3-1)。

温室効果ガス排出量のガス別内訳をみると、CO<sub>2</sub> について 2013 年度が 95.0%、2020 年度が 90.6% となっており割合が減少しています(図 3-2)。

温室効果ガス排出量の部門別内訳についてみると、2020 年度において最も排出割合が高いのが民生家庭部門(46.3%)、次いで民生業務部門(27.5%)となっており、両者で 7 割以上を占めています。(図 3-3)2013 年度からの推移についてみると、民生家庭部門・運輸部門・産業部門は減少傾向、その他 6 ガスは増加傾向、**その他部門については概ね横ばい**となっています(図 3-4)。

○**民生家庭部門** : 運輸部門に含まれるものを除く、家庭で直接消費されたエネルギー消費に伴う排出量(CO<sub>2</sub>)

○**民生業務部門** : 産業部門、運輸部門に含まれない、事務所・ビル、商業・サービス業施設のエネルギー消費量に伴う排出量(CO<sub>2</sub>)

○**運輸部門** : 自家用車、バス等の旅客部門、陸運や海運、航空貨物等の貨物部門のエネルギー消費等に伴う排出量(CO<sub>2</sub>)

○**産業部門** : 製造業・農林水産業・鉱業・建設業のエネルギー消費に伴う排出量(CO<sub>2</sub>)

○**廃棄物部門** : 市内から排出された廃棄物の焼却に伴う排出量(CO<sub>2</sub>)

○**その他 6 ガス** : CH<sub>4</sub>, N<sub>2</sub>O, HFCs, PFCs, SF<sub>6</sub>, NF<sub>3</sub>

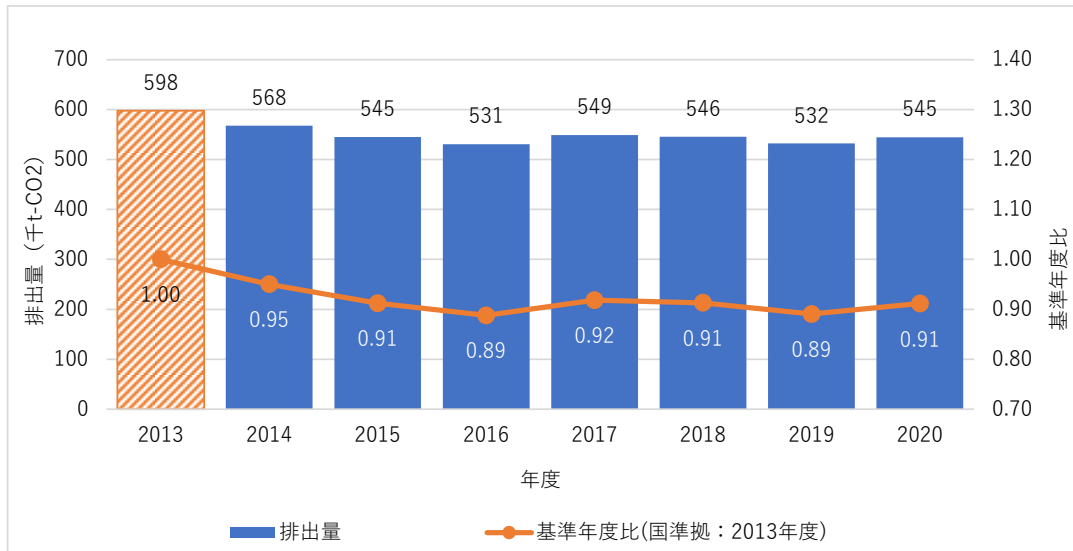


図 3-1 温室効果ガス排出量の推移

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

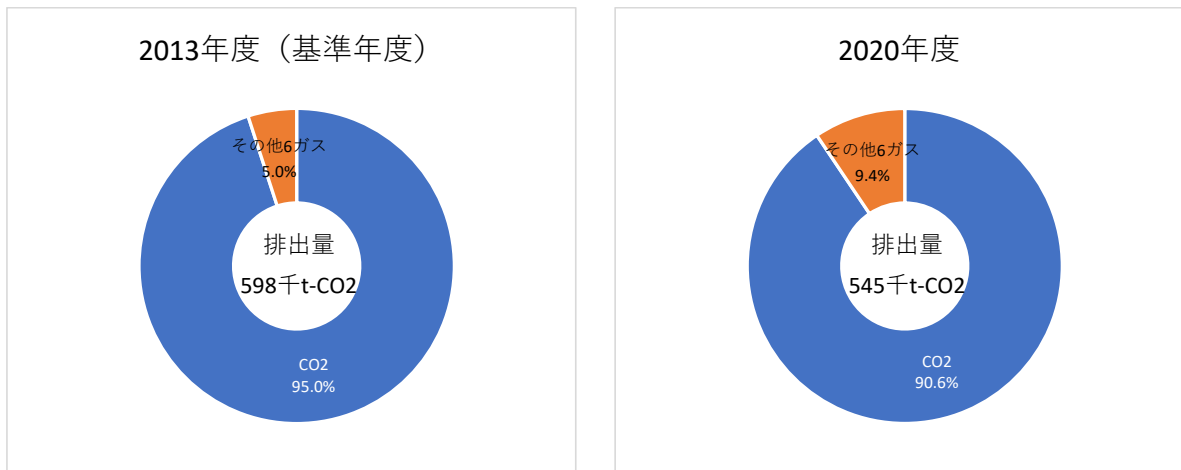


図 3-2 温室効果ガス排出量の内訳(ガス別)

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

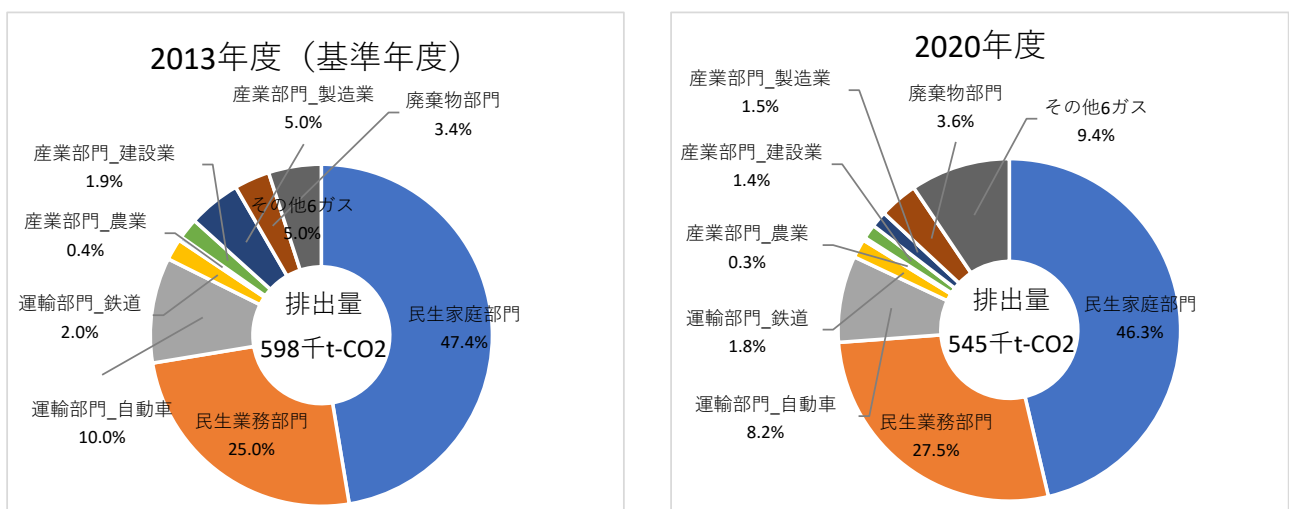


図 3-3 温室効果ガス排出量の内訳(部門別)

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

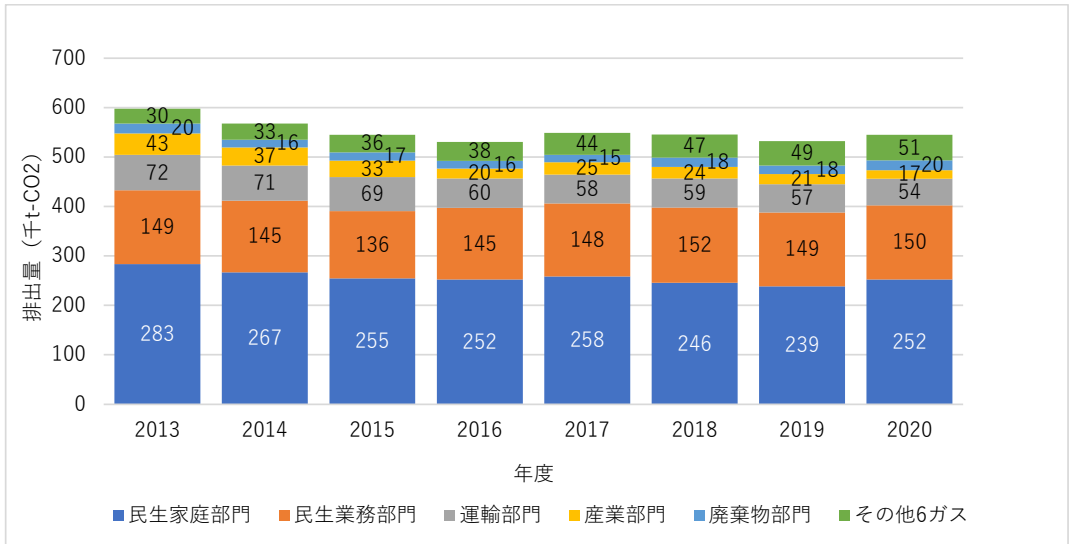


図 3-4 温室効果ガスの排出量の推移(部門別)

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

### 3) 温室効果ガスの将来排出量と削減可能量

#### ① 温室効果ガス将来排出量(BAU※)について

現状から追加的な対策を見込まないまま推移した場合の温室効果ガス排出量(現状すう勢(BAU)排出量)について、次に示します。

将来排出量を算定した結果、2030(令和 12)年度における市の温室効果ガス排出量は 551 千 t-CO<sub>2</sub> となり、基準年度(2013 年度)比で 8%減少すると予測されます。また、2050(令和 32)年度には 549 千 t-CO<sub>2</sub> となり、2030 年度と同様に基準年度比で 8%減少と予測されます(図 3-5)。

部門別排出量をみると、2030 年度において最も減少率が大きいのは産業部門で 57%、次いで運輸部門で 26%となっており、一方で増加しているのはその他 6 ガスで約 72%増となりました(図 3-6)。

※ BAU= Business As Usual の略

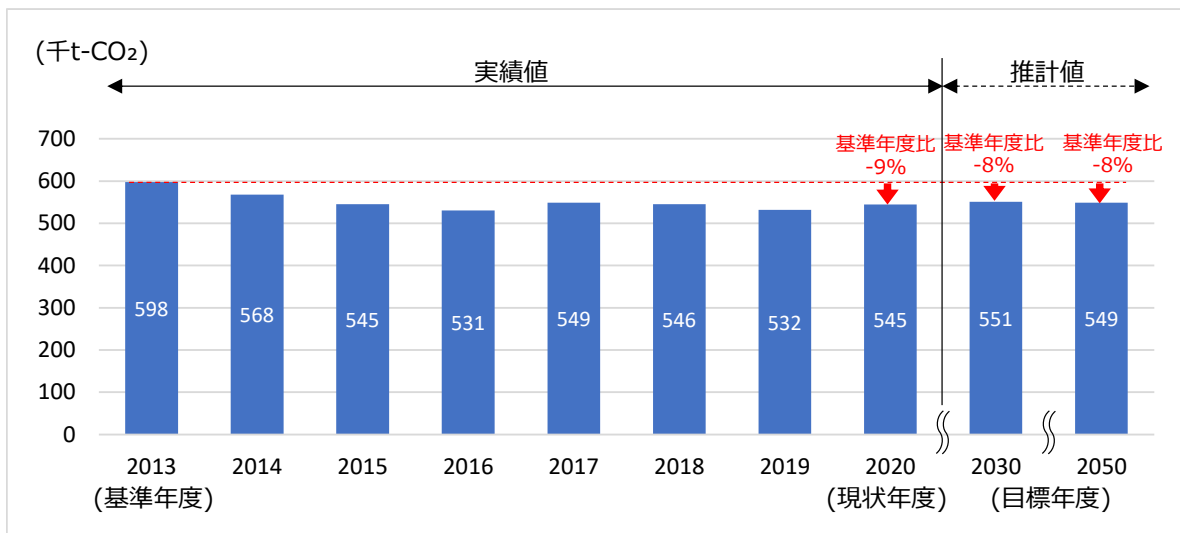


図 3-5 排出量の推移

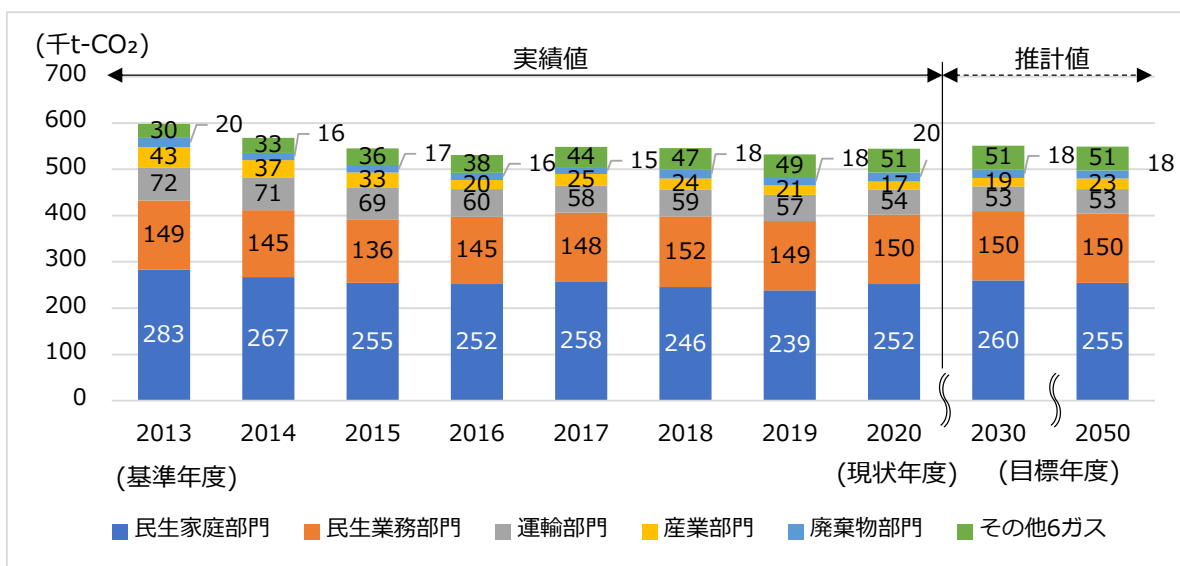


図 3-6 部門別排出量の推移



表 3-1 排出量の推移

単位：千t-CO<sub>2</sub>

| 部門     | 実績値            |        |        |        |        |        |        |                |        | 推計値    |        |        |  |
|--------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------|--------|--------|--------|--------|--|
|        | 2013年度<br>基準年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度<br>現状年度 | 2030年度 |        | 2050年度 |        |  |
|        |                |        |        |        |        |        |        |                | 短期目標年度 | 増減率(%) | 長期目標年度 | 増減率(%) |  |
| 民生家庭部門 | 283            | 267    | 255    | 252    | 258    | 246    | 239    | 252            | 260    | -8%    | 255    | -10%   |  |
| 民生業務部門 | 149            | 145    | 136    | 145    | 148    | 152    | 149    | 150            | 150    | 0%     | 150    | 0%     |  |
| 運輸部門   | 72             | 71     | 69     | 60     | 58     | 59     | 57     | 54             | 53     | -26%   | 53     | -27%   |  |
| 産業部門   | 43             | 37     | 33     | 20     | 25     | 24     | 21     | 17             | 19     | -57%   | 23     | -48%   |  |
| 廃棄物部門  | 20             | 16     | 17     | 16     | 15     | 18     | 18     | 20             | 18     | -9%    | 18     | -11%   |  |
| その他6ガス | 30             | 33     | 36     | 38     | 44     | 47     | 49     | 51             | 51     | 72%    | 51     | 72%    |  |
| 総排出量   | 598            | 568    | 545    | 531    | 549    | 546    | 532    | 545            | 551    | -8%    | 549    | -8%    |  |

② 目標年度における温室効果ガスの削減可能量

次に、温室効果ガスの将来排出量について、排出削減目標(2013 年度比 46%削減)と削減可能量の算定結果の比較を示します。

2013 年度から 2030 年度にかけては、現状のまま特に追加対策を行わなかった場合、社会情勢の変化等に伴って(BAU)46.4 千 t-CO<sub>2</sub> 減少し、さらに排出削減対策を行うことで合計 275.0 千 t-CO<sub>2</sub> 減少させることを目標とします。排出削減対策の効果は、省エネ対策等効果<sup>※1</sup>として 221.2 千 t-CO<sub>2</sub>、再エネ導入効果で 7.5 千 t-CO<sub>2</sub> を見込んでいます。なお、再エネ導入効果は、太陽光発電について、東京都の導入目標をもとに 2030 年度における削減量を算定しました。

この結果から、削減可能量は基準年度比約 46%となっています(図 3-7)。

※1「温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」を基に、西東京市で対策が想定される項目について活動量で案分

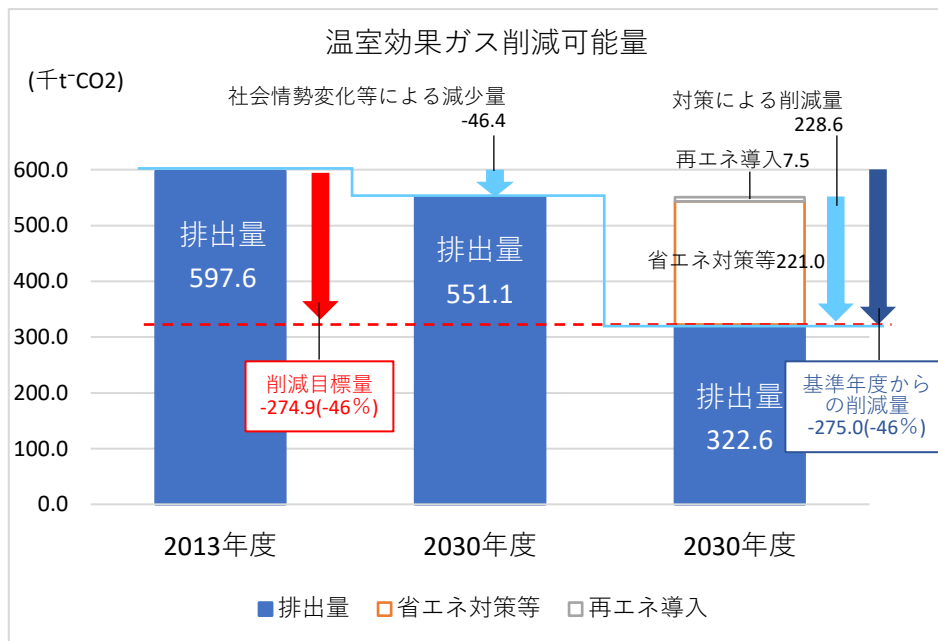


図 3-7 温室効果ガス削減目標及び削減可能量

表 3-2 温室効果ガス削減可能量(概要)

単位：千t-CO<sub>2</sub>

| 区分     | 2013年度<br>基準年度 | 2030年度（目標年度） |             |                  |               |
|--------|----------------|--------------|-------------|------------------|---------------|
|        |                | BAU<br>①     | 対策削減見込<br>② | 対策後排出量<br>③(①-②) | 2013比削減率<br>% |
| 民生家庭部門 | 283.2          | 259.9        | 100.4       | 159.5            | 44            |
| 民生業務部門 | 149.4          | 149.8        | 41.6        | 108.2            | 28            |
| 運輸部門   | 71.6           | 53.1         | 23.2        | 29.9             | 58            |
| 産業部門   | 43.5           | 18.8         | 7.6         | 11.2             | 74            |
| 農業     | 2.2            | 1.5          | 0.0         | 1.5              | 33            |
| 建設業    | 11.6           | 6.7          | 0.5         | 6.3              | 46            |
| 製造業    | 29.7           | 10.5         | 7.2         | 3.4              | 89            |
| 廃棄物部門  | 20.1           | 18.2         | 3.0         | 15.2             | 24            |
| その他6ガス | 29.8           | 51.3         | 45.2        | 6.1              | 79            |
| 再エネ導入  |                |              | 7.5         | -                | -             |
| 計      | 597.6          | 551.1        | 228.6       | 322.6            | <b>46</b>     |

表 3-3 部門別の主な削減対策と削減可能量

| 部門     | 対策内容  | 削減可能量<br>(千t-CO <sub>2</sub> ) |
|--------|---|--------------------------------|
| 民生家庭部門 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅の省エネ化</li> <li>● 高効率な省エネルギー機器の普及</li> <li>● 家庭エコ診断</li> </ul> 等  | 100.4                          |
| 民生業務部門 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高効率な省エネルギー機器の普及</li> <li>● トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上</li> <li>● クールビズ、ウォームビズの実施の促進</li> </ul>                            | 41.6                           |
| 運輸部門   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ゼロエミッションビークル(ZEV)の普及、燃費改善</li> <li>● 道路交通流対策の推進</li> <li>● 公共交通機関及び自転車の利用促進</li> </ul> 等                               | 23.2                           |
| 産業部門   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進</li> <li>● 工場エネルギー管理システム(FEMS)を利用した徹底的なエネルギー管理の実施</li> </ul> 等                                  | 7.6                            |
| 廃棄物部門  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進</li> <li>● 廃棄物焼却量の削減</li> </ul>  | 3.0                            |
| その他6ガス | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低地球温暖化係数(GWP)化の推進</li> <li>● 業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止、回収促進</li> <li>● 産業界の自主的な取組の推進</li> </ul> 等 | 45.2                           |
| 合計     |   | 228.6                          |

※端数処理の関係で、表の合計値と内訳の計が一致しない場合があります。

## 2 西東京市気候変動適応計画

### 1) 気候変動適応計画について

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動の影響が全国各地で起きており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあるとされています。

今後、地球温暖化の進行に伴いこのようなリスクが更に高まることが予想されていることから、気候変動に対処し、生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るために緩和策(温室効果ガスの排出削減等対策)に全力で取り組むことはもちろん、現在生じており、また将来予測される被害の回避・軽減等を図る「適応策」に取り組むことが重要となっています。

ここでは、気候変動適応計画として、本市の自然的特性、社会的特性を踏まえて気候変動の影響を回避・軽減する取組について、計画的に推進していきます。なお、**国は気候変動適応の法的位置づけを明確にし、関係者が一丸となって一層強力に推進していくべく、2018年に気候変動適応法を施行しており**、本適応計画は、気候変動適応法第12条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」として位置づけています。

## 緩和とは?

原因を少なく

## 2つの

## 気候変動対策

## 適応とは?

影響に備える

緩和策の例

節電・省エネ

エコカーの普及

再生可能エネルギーの活用

森林を増やす

温室効果ガスを減らす

適応策の例

感染症予防のため虫刺されに注意

熱中症予防

災害に備える

水利用の工夫

高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること(緩和)が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと(適応)が重要です。

適応策と緩和策について

出典:気候変動適応情報プラットフォーム

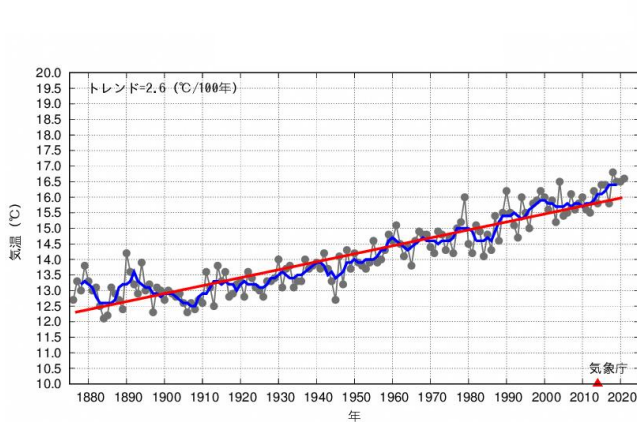
## 2) 気候変動の現状・予測

### ① これまでの東京都の気候の変化

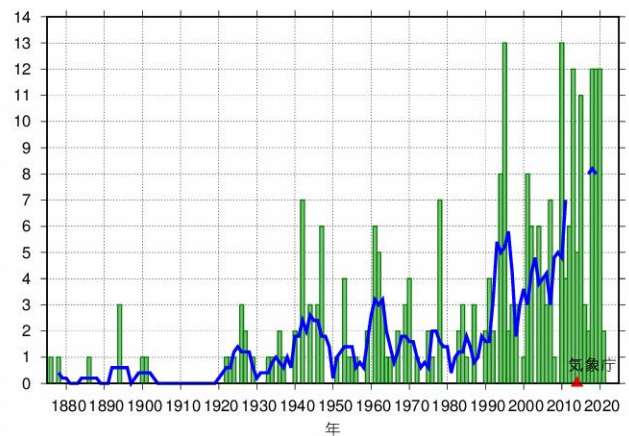
#### ■ 年平均気温・最高気温・最低気温

「東京都の気候変化」(東京管区气象台)によると、東京における年平均、最高、最低気温は短期的な変動を繰り返しながら上昇しており、昭和 56 年(1981 年)から令和 3 年(2021 年)の 40 年間の年平均気温は、10 年あたり約 0.5℃の割合で上昇しています。また、年間猛暑日日数は増加傾向にあり、降水量に変化傾向は確認できません。

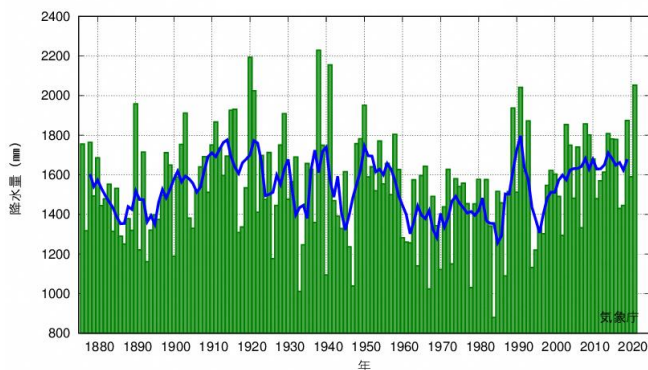
なお、日本の平均気温の上昇率は 100 年間で約 1.30℃の割合で上昇しています。(「気候変動監視レポート 2022」(気象庁)より)



東京の年平均気温



東京の年間猛暑日日数



東京の年降水量

#### 東京都の気候変化

出典:東京管区气象台 東京都の気候変化

## ② 将来の東京都の気候変化

東京都における気候の変化の将来予測については、2020年に文部科学省・気象庁が公表した「日本の気候変動 2020」で用いられている気象庁の予測に基づくものです。これは、地域気候モデルで再現した現在気候(1980～1999年)と将来気候(2076～2095年)を比較した変化で示しています。

ここでは以下の2通りのRCPシナリオ※で行った予測の結果を示しています。

- ・4℃上昇シナリオ(RCP8.5):追加的な緩和策を取らなかった世界に相当。
- ・2℃上昇シナリオ(RCP2.6):パリ協定の2℃目標が達成された世界に相当。

※RCPシナリオ(代表濃度経路シナリオ(Representative Concentration Pathways))について

IPCCは第5次評価報告書から「RCPシナリオ」に基づいて気候の予測や影響評価等を行っています。第4次報告書では、社会的・経済的な将来像による排出シナリオから将来の気候を予測していた「SRESシナリオ」に対して、第5次報告書では、代表濃度経路を複数用意し、それぞれの将来の気候を予測するとともに、その濃度経路実現する多様な社会経済シナリオを策定できる「RCPシナリオ」を用いています。

これにより、例えば「気温上昇を0℃に抑えるためには」と言った目標主導型の社会経済シナリオを複数作成して検討することが可能となります。

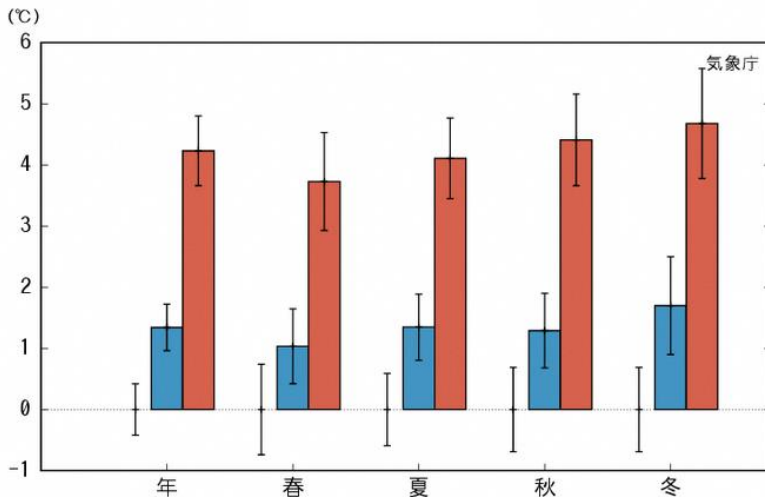
| IPCC 第5次評価報告書における<br>RCPシナリオとは  |                |  |
|---|----------------|--|
| RCP...Representative Concentration Pathways (代表濃度経路シナリオ)                            |                |  |
| 略称  | シナリオ(予測)のタイプ   |  |
|  | <b>RCP 2.6</b> | <b>低位安定化シナリオ</b><br>(世紀末の放射強制力 2.6W/m <sup>2</sup> )<br>将来の気温上昇を2℃以下に抑えるという目標のもとに開発された排出量の最も低いシナリオ |
|  | <b>RCP 4.5</b> | <b>中位安定化シナリオ</b><br>(世紀末の放射強制力 4.5W/m <sup>2</sup> )   |
|  | <b>RCP 6.0</b> | <b>高位安定化シナリオ</b><br>(世紀末の放射強制力 6.0W/m <sup>2</sup> )   |
|  | <b>RCP 8.5</b> | <b>高位参照シナリオ</b><br>(世紀末の放射強制力 8.5W/m <sup>2</sup> )<br>2100年における温室効果ガス排出量の最大排出量に相当するシナリオ           |

出典: IPCC第5次評価報告書および(独)国立環境研究所 地球環境研究センターニュースVol.18をもとにJCCCA作成

出典: 全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

## ■年平均気温

東京都では、最も気候変動が進んだ場合(RCP8.5 シナリオ)、21 世紀末(2076～2095 年)には、現在(昭和 55 年(1980 年)～平成 11 年(1999 年))よりも年平均気温が約 4℃高くなると予測されており、将来、産業や生態系など広い分野への大きな影響と健康被害の増大が考えられます。



東京都における年平均気温のこれからの変化

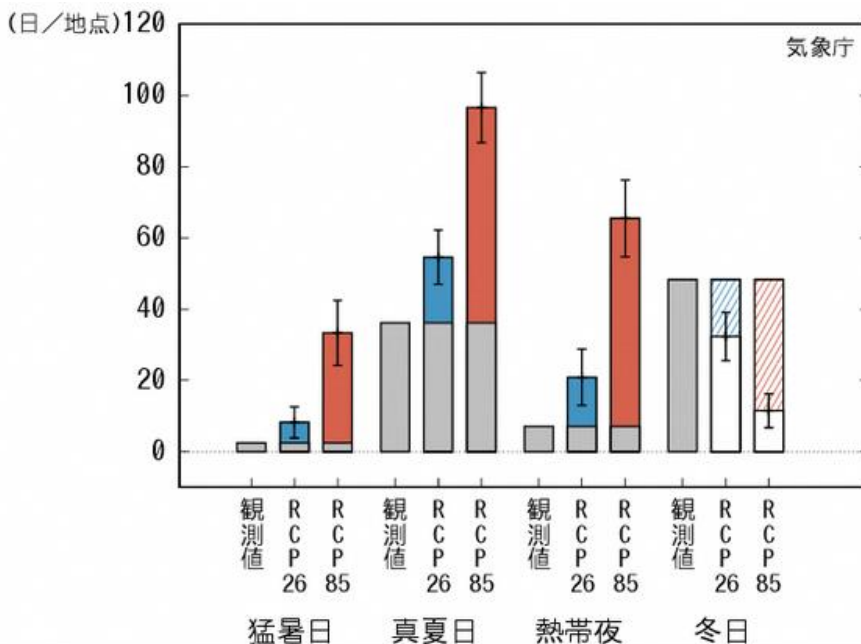
※グラフの見方について

- ・予測される変化(20 世紀末と 21 世紀末の差)を棒グラフ、年々変動の幅を細い縦線で示す。
- ・棒グラフの色は、青が 2℃上昇シナリオ(RCP2.6)に、赤が 4℃上昇シナリオ(RCP8.5)に、それぞれ対応。
- ・青い棒グラフの左の細い縦線は、20 世紀末の年々変動の幅を示している。

出典:東京管区气象台 東京都の気候変化

## ■真夏日・猛暑日

東京都では、最も気候変動が進んだ場合(RCP8.5 シナリオ)、猛暑日が 100 年間で年間約 30 日増加すると予測されています。また、真夏日も約 60 日増加すると予測されています。



※グラフの見方について

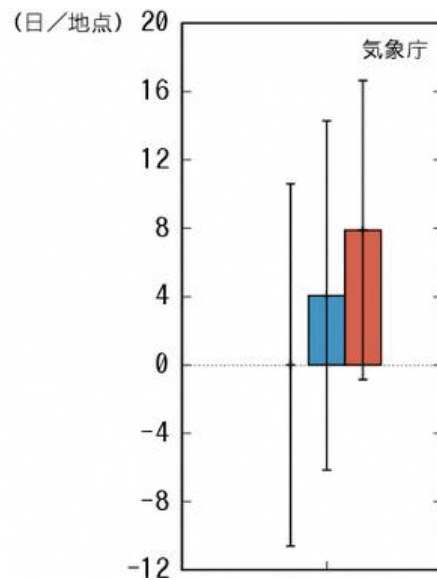
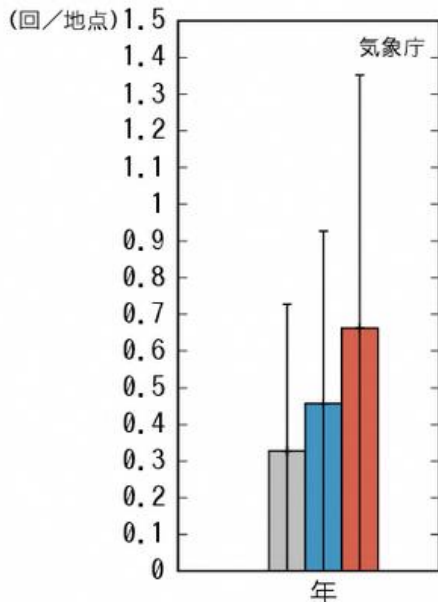
- ・20 世紀末の観測結果(灰色部分)に対して、予測される変化(20 世紀末と 21 世紀末の差)を加算または減算した棒グラフで示し、年々変動の幅を細い縦線で示す。
- ・予測される変化を表す部分の色は、青が 2℃上昇シナリオ(RCP2.6)に、赤が 4℃上昇シナリオ(RCP8.5)に、それぞれ対応する。
- ・日数が減少する冬日については、減少量を斜線部分で示す。

東京都における真夏日、熱帯夜等のこれからの変化

出典:東京管区气象台 東京都の気候変化

## ■年降水量

東京都における滝のように降る雨(1時間降水量 50mm 以上)の発生は、現在気候に対して 21 世紀末では約 2 倍に増加すると予測されています。一方、無降水日(日降水量 1mm 未満)の発生は現在気候に対して 21 世紀末では年間で約8日増加すると予測されており、この結果、災害発生や水不足などのリスクの増大が懸念されています。



1時間降水量 50 mm以上の発生回数の変化

無降水日数の変化

東京都における降水のこれからの変化

出典:東京管区气象台 気候変動レポート 2018-関東甲信・北陸・東海地方-

### ※グラフの見方

- ・棒グラフはそれぞれの年間発生回数(無降水日は年間発生日数)、細い縦線は年々変動の幅を示す。
- ・棒グラフの色は、灰色が 20 世紀末、青が 2℃上昇シナリオ(RCP2.6)に、赤が 4℃上昇シナリオ(RCP8.5)に、それぞれ対応する。
- ・無降水日数については、それぞれのシナリオでの予測される変化(20 世紀末と 21 世紀末の差)を示す。

### 3)本市で考えられる気候変動の影響評価

国の「気候変動適応計画」では、「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の7つの分野について、既存文献や気候変動及びその影響予測結果を活用して、「重大性」「緊急性」「確信度」の観点から気候変動による影響を評価しています。本市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくにあたって、以下の観点から、本市で考えられる気候変動の影響について抽出しています。

選定基準①：国の「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について（意見具申）」において、「重大性」「緊急性」「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されており、本市に存在する項目

選定基準②：本市において、気候変動によると考えられる影響がすでに生じている、あるいは本市の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目

※凡例

【重大性】◎：特に重大な影響が認められる、◇：影響が認められる、－：現状では評価できない

【緊急性・確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、－：現状では評価できない

西東京市における気候変動影響評価

| 分野      | 大項目    | 小項目         | 重大性 | 緊急性 | 確信度 |
|---------|--------|-------------|-----|-----|-----|
| 農業      | 農業     | 野菜等         | ◇   | ○   | △   |
|         |        | 病害虫・雑草等     | ◎   | ○   | ○   |
| 水環境・水資源 | 水環境    | 河川          | ◇   | △   | □   |
|         | 水資源    | 水供給（地表水）    | ◎/◎ | ○   | ○   |
|         |        | 水供給（地下水）    | ◎   | △   | △   |
|         |        | 水需要         | ◇   | △   | △   |
| 自然生態系   | 陸域生態系  | 自然林・二次林     | ◇/◎ | ○   | ○   |
|         | 淡水生態系  | 河川          | ◎   | △   | □   |
|         | その他    | 生物季節        | ◇   | ○   | ○   |
|         |        | 分布・個体群の変動   | ◎   | ○   | ○   |
| 自然災害    | 河川     | 洪水          | ◎/◎ | ○   | ○   |
|         |        | 内水          | ◎   | ○   | ○   |
|         | その他    | 強風等         | ◎   | ○   | △   |
| 健康      | 冬季の温暖化 | 冬季死亡率等      | ◇   | △   | △   |
|         | 暑熱     | 死亡リスク等      | ◎   | ○   | ○   |
|         |        | 熱中症等        | ◎   | ○   | ○   |
|         |        | 水系・食品媒介性感染症 | ◇   | △   | △   |



| 分野      | 大項目            | 小項目                                       | 重大性    | 緊急性    | 確信度    |
|---------|----------------|---|--------|--------|--------|
|         | 感染症            | 節足動物媒介感染症                                 | ◎      | ○      | △      |
|         |                | その他の感染症                                   | ◇      | □      | □      |
|         | その他            | 温暖化と大気汚染の複合影響                             | ◇      | △      | △      |
|         |                | 脆弱性が高い集団への影響（高齢者・小児・基礎疾患有病者等）<br>その他の健康影響 | ◎<br>◇ | ○<br>△ | △<br>△ |
| 産業・経済活動 | 製造業            | —   | ◇      | □      | □      |
|         | 食品製造業          |   | ◎      | △      | △      |
|         | エネルギー          | エネルギー需給                                   | ◇      | □      | △      |
|         | 商業             | —   | ◇      | □      | □      |
|         | 小売業            |   | ◇      | △      | △      |
|         | 金融・保険          | —   | ◎      | △      | △      |
|         | 建設業            |   | ◎      | ○      | □      |
|         | 医療             |   | ◇      | △      | □      |
| 都市生活    | 都市インフラ、ライフライン等 | 水道、交通等                                    | ◎      | ○      | ○      |
|         | 文化・歴史などを感じる暮らし | 生物季節・伝統行事地場産業等                            | ◇      | ○      | ○      |
|         |                |   | —      | ○      | △      |
| その他     | 暑熱による生活への影響等   | ◎   | ○      | ○      |        |

※重大性の欄に2つに分かれているものは、気候シナリオの違いによる評価結果を示しています。

左:RCP2.6 及び 2℃上昇相当 右:RCP8.5 及び 4℃上昇相当

「気候変動影響評価報告書総説」(環境省)を基に作成

西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び西東京市気候変動適応計画に基づき、基本方針1の施策として以下の取り組みを行います。

■ 地球環境分野における現状と課題の概要(詳細はp36 参照)

|    |  |
|----|--|
| 現状 | 近年、本市は、温室効果ガス排出量が横ばいで推移している一方、エネルギー消費量が微増しており、再生可能エネルギー(太陽光発電)の設置が増加しています。 |
| 課題 | 地球温暖化対策を推進するため、民生家庭部門、民生業務部門を中心とした温室効果ガスを大幅に削減するとともに、温暖化への備えも進める必要があります。   |

✓ 基本施策 1 緩和策の推進

地球温暖化対策を推進するため、省エネルギーの推進や太陽光発電設備の導入など再生可能エネルギーの活用、また脱炭素社会の実現に向けた仕組みづくりを行います。さらに、資源循環の取組やみどりの保全・活用創出を行います。

✓ 基本施策 2 気候変動への適応

今後、地球温暖化がさらに進むことで自然災害や健康被害の増加が懸念されるため、自然災害に強いまちづくりや健康的な生活の確保に取り組みます。

■ 指標、目標値

| 環境指標              | 基準値                                  | 目標値(2030 年度)                               |
|-------------------|--------------------------------------|--|
| 温室効果ガス排出量         | 598 千 t-CO <sub>2</sub><br>(2013 年度) | 322 千 t-CO <sub>2</sub><br>(2013 年度比 46%減) |
| エネルギー消費量          | 検討中                                  | 検討中  |
| 太陽光発電設備導入量        | 7,373kW<br>(2013 年度)                 | 17,000kW                                   |
| クールシェアスポット<br>施設数 | 3施設                                  | 30 施設                                      |

## 基本施策1 緩和策の推進

### 施策 1-1 省エネルギーの推進

- 家庭や事業所における省エネルギー活動の実施に向けた啓発を行います。
- 公共施設における省エネルギー機器の導入を推進します。
- 家庭などの省エネルギー機器の設置を支援します。

### 施策 1-2 再生可能エネルギーの導入推進

- 再生可能エネルギー由来電力の普及・啓発を行います。
- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー機器の普及・啓発を行います。
- 公共施設における再生可能エネルギー由来電力の調達を積極的に行います。
- 公共施設に太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー機器の導入を推進します。

### 施策 1-3 脱炭素社会の実現に向けた仕組みづくりの推進

- デコ活の普及啓発を行い、環境に配慮した行動を促進します。
- テレワークの推進により、通勤に伴う移動に係るエネルギー消費を削減します。
- 住宅のネットゼロエネルギーハウス(ZEH)化や民間施設のネットゼロエネルギービル(ZEB)化などを推進し、建物の運用に係るエネルギー消費を削減します。
- 市内産農産物や国内産農産物の選択・利用を推進し、食物の輸送に係るエネルギー消費を削減します。
- 地球温暖化防止対策基金を活用した、森林整備によるカーボンオフセット事業などを検討します。
- 環境市民表彰や環境ポイント事業を行い、環境に配慮した行動を推進します。
- エネルギーや二酸化炭素排出量の見える化を行います。
- 公共交通機関の充実、自転車の利用環境向上により、移動手段について自動車から公共交通機関や自転車への転換を促進します。
- ZEV の普及を促進します。
- 公共施設のZEB化を推進し、建物の運用に係るエネルギー消費を削減します。
- 庁用車の新規導入時際には ZEV の調達を推進します。
- 電気自動車の充電設備の設置を促進します。
- フロン、代替フロンの適正処理を行うとともに、ノンフロン冷媒を使用した製品の普及を啓発します。

### 施策 1-4 資源循環の推進

- CO<sub>2</sub> の排出削減に向けて、「資源循環の推進」に取り組みます。(「基本方針2 循環型社会の構築に向けて取り組みます」参照(p37~38))

### 施策 1-5 みどりの保全・創出・活用

- CO<sub>2</sub> の吸収源となる、みどりの保全・創出・活用を行います。(「基本方針3 地域の良い環境を守ります 施策 5-2~4」参照)(p42)

## 基本施策2 気候変動への適応

### 施策 2-1 自然災害に強いまちづくり

- 気候変動による気温上昇に対し、農業のあり方の変更など、地球温暖化の中を生きるための多様な取組を推進します。
- 地域防災計画、浸水ハザードマップ、災害廃棄物処理計画などの定期的な見直し、**市民への**積極的な周知を実施します。
- 局地的な豪雨などを見据えた浸水対策のため、雨水幹線の整備を推進します。

### 施策 2-2 健康的な生活の確保

- 熱中症の発生防止に向けて、市民に対する命と健康を守るための普及啓発及び情報提供、**事業者**との連携、極端な高温の発生への備えなどを実施します。
- 感染症の発生状況などの情報収集を行い、市民などに情報発信を行うとともに、感染症対策について普及啓発を実施します。

## 環境未来像の実現に向けてみんなで取り組むことの例（地球温暖化対策分野編）

### 市民



- 日常生活における省エネ活動を通じてエネルギーの使用量削減に取り組みましょう。
- 再生可能エネルギーの活用を通じて、エネルギー利用を通じてエネルギーを使用して排出される二酸化炭素の量を減らしましょう。
- 自転車や公共交通の活用などを通じて自動車の利用を抑制しましょう。
- 台風や集中豪雨などの発生に備えて、西東京市浸水ハザードマップを確認するなど、防災に関する情報を収集しましょう。
- 熱中症の発生に備えて、熱中症対策や暑さ指数の状況について把握しましょう。 など

### 事業者



- 日常の仕事における無駄エネルギー利用を見直す、設備更新の際にエネルギー効率の高いものを選択するなど、エネルギーの使用量の削減に取り組みましょう。
- 再生可能エネルギーの活用を通じて、エネルギー利用を通じてエネルギーを使用して排出される二酸化炭素の量を減らしましょう。
- 自転車や公共交通の活用などを通じて自動車の利用を抑制しましょう。
- 台風や集中豪雨などの災害が発生した場合でも出来るだけ事業活動が継続できるように、BCP(事業継続計画)について検討しましょう。 など

## ■地球温暖化対策分野の現状と課題

### 【現 状】

- 本市の温室効果ガス排出量は、2013 年度以降でみると、年度によって増減していますが近年は横ばいで推移しており、温室効果ガス排出量の算定が可能な最新年度である 2020 年度は 545 千 t-CO<sub>2</sub> でした。
- エネルギー消費量は、2013 年度から 2016 年度にかけて減少していますが、2017 年度から 2020 年度にかけて微増しています。
- 再生可能エネルギー導入容量は 8,264kW となっており、内訳として 10kW 未満の太陽光発電が 80%、残りが 10kW 以上の太陽光発電となっています。
- 導入容量累積の経年変化についてみると、2014 年度から 2020 年度の 6 年間で導入量が 1.6 倍に増加しました。
- 水害発生時の危機管理対策として、西東京市浸水ハザードマップの公表や石神井川河川監視カメラによる水位情報の発信などを行っています。
- 熱中症対策として、市ではホームページで熱中症対策や暑さ指数の実況や予測について情報発信を行っています。

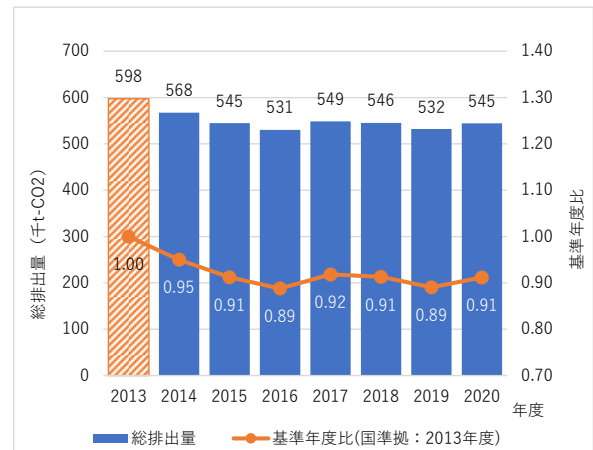


図 3-1 温室効果ガス排出量の推移  
出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

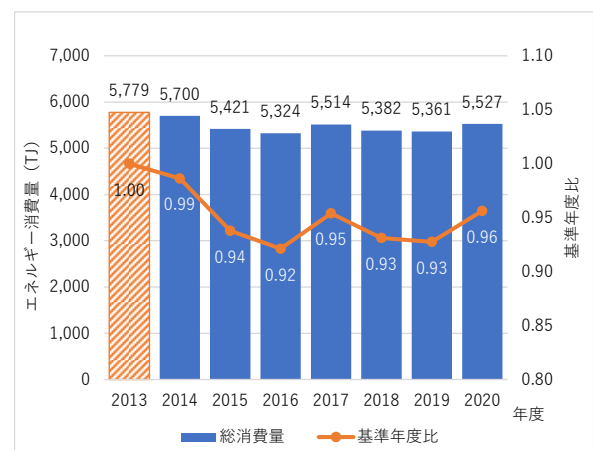


図 3-2 エネルギー消費量の推移  
出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

### 【課 題】

- 本市の温室効果ガス排出量、エネルギー消費量の推移は、2013 年度から 2016 年度にかけて減少していますが、2017 年度以降横ばいとなっています。本市の温室効果ガス排出量の 7 割以上が民生家庭部門、民生業務部門から排出されているため、これらへの対策が必要です。また、温室効果ガス排出量の約 9 割がエネルギー消費に由来しているため、一層の省エネが必要です。
- 今後、温暖化の進行に伴って水害や熱中症など健康被害の増加など、さまざまな影響が生じることが予想されており、これらへの対策が必要です。

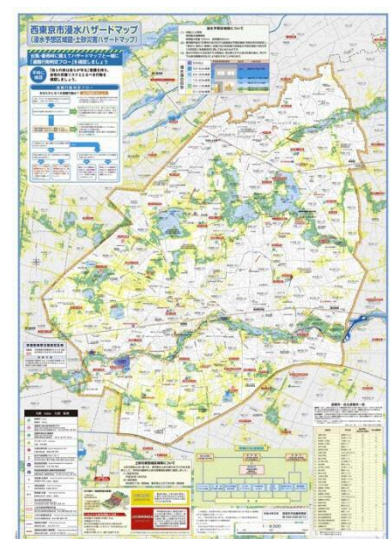


図 3-3 西東京市浸水ハザードマップ  
出典:西東京市

## 基本方針2

# 循環型社会の構築に

# 向けて取り組みます

【関連する SDGs目標】



### ■ 資源循環分野における現状と課題の概要(詳細はp40参照)

|    |  |
|----|--|
| 現状 | 近年、本市は人口が増えたことで出されるごみの全体量も増加していますが、「市民1人が出すごみの量」は横ばいを維持しています*。     |
| 課題 | ごみを「できるだけ出さない」「できるだけ再利用する」「できるだけリサイクルする」ことで、ごみを減らして資源として有効利用を行います。 |

※コロナウイルス感染症の感染拡大が生じた2020年を除く

#### ✓基本施策3 4Rの推進

4Rを推進するため、不要なものを受け取らないなどのごみの排出抑制やまだ使えるものの再使用に取り組むとともに、市民や事業者が4Rに取り組むことができるように情報収集や情報発信を行います。

#### ✓基本施策4 適正処理の推進

資源化できないごみを適正に処理するため、効率的なごみ収集や周辺自治体と共同したごみの広域処理を推進します。

### ■ 指標、目標値

| 環境指標    | 現状(2021年度) | 目標値(2033年度) |
|---------|------------|-------------|
| 家庭ごみ原単位 | 369g/人・日   | 333g/人・日    |
| ごみ排出量   | 34,121t/年  | 31,739t/年   |
| 資源化率    | 32.5%      | 33.2%       |

## 基本施策3 4Rの推進

### 施策3-1 排出抑制・再使用の推進

- マイバッグやマイカップなどの活用、無駄のない食材の活用や生ごみ分別回収などを通じた、家庭から排出されるごみの減量のための取組周知を行います。
- ごみ排出量、処理費、市民意識などの変化の分析・検証を行います。
- 事業系一般廃棄物の削減に向けて、事業者への減量化・資源化などについての指導・製造・流通・消費の各段階における食品ロスを削減します。
- 不用品売買アプリやリユースショップ、シェアリングサービス、サブスクリプションサービスの活用など、ストックを最大限に活用するための取組周知を行います。
- 外出時やイベント開催時におけるマイカップ、マイ箸、マイ容器、リユース食器などの利用を推進します。

### 施策3-2 再生利用の推進

- 市民団体や自治会、集合住宅などによる資源物の集団回収活動、事業者と協働した店頭回収を推進します。
- プラスチック資源循環戦略に基づく、より効果的なプラスチック資源の回収や、リサイクルの拡大と高度化についての検討を行います。
- 使用済小型電子機器などの再資源化を推進します。
- バイオマスプラスチック等製ごみ袋の活用を検討します。

### 施策3-3 4Rの推進に向けた情報収集、情報発信

- ごみ減量、排出ルール of 徹底に向けた、情報発信、講座などによる市民、事業者への啓発を実施します。
- エシカル消費やグリーン購入など環境保全につながる消費行動を普及啓発します。
- ごみの排出抑制や再資源化を促進する方法について調査・検討します。

## 基本施策4 適正処理の推進

### 施策4-1 効率的なごみ収集の推進

- 収集・運搬車両の台数の見直しを検討します。
- 収集・運搬を円滑により効率的に行うため、市民のごみ排出マナー向上を推進します。

### 施策4-2 広域処理の推進

- 適正な処理の継続に向けた、柳泉園クリーンポート、不燃・粗大ごみ処理施設などの適切な維持管理、施設の更新について柳泉園組合及び構成市において検討します。
- ごみ処理の効率化に向けて、周辺自治体や事業者との共同による資源化の取組を検討します。



## 環境未来像の実現に向けてみんなで取り組むことの例（資源循環分野編）

### 市 民



- 必要なものを必要な分だけ購入し、**できるだけ**ごみとして出す量を減らしましょう。また、モノを購入するのではなく、リースやレンタル、シェアリングサービスなど（サービスサイジングビジネス）を活用しましょう。
- 調理の際には作り過ぎない、食材の消費期限を確認し無駄にしない、できるだけ残さず食べるなどに取り組み、食品ロスを減らしましょう。
- ごみを資源として利用するため、市の分別区分を守って資源ごみを**出すこと**や、店頭や市民団体や自治会、集合住宅単位などでの**資源ごみ**回収を有効利用しましょう。
- プラスチック製品を購入する際は、再生利用されたプラスチックやバイオマス由来のプラスチックを使用しているものを選びましょう。
- まだ使用することができる**けれども**不要になったものは、フリマアプリで販売する、リユースショップで買い取ってもらう、知り合いに譲るなど、再使用されるようにしましょう。など

### 事 業 者



- 社内でのごみ出しルール作りや社員教育を通じて、ごみ量の削減、分別の徹底による再資源化に努めましょう。
- 製品の製造においては、製造工程の見直しなどを行い、できるだけ廃棄物が発生しないように工夫しましょう。
- 食品卸売業、食品販売業では商品の管理を通じてできるだけ食品ロスが出ないように努めるとともに、フードバンクやフードドライブを活用しましょう。
- ペットボトルや食品トレーなどの店頭回収をはじめとして、再資源化に向けて使用済製品の回収に取り組みましょう。
- プラスチック製品を製造する際には、素材原料として再生プラスチックやバイオマス由来のプラスチックを採用し、製品設計に当っては分解のし易さやプラスチック使用量を削減する工夫を行いましょう。など

## ■資源循環分野の現状と課題

### 【現 状】

- 本市では、分別に対する市民・事業者の理解と協力のもと 4R に取り組んでいます。
- 2017 年度以降についてみると、ごみ排出量は増加傾向となっている一方、1 人 1 日当たりごみ排出量は概ね横ばいで推移しており、ごみ排出量の増加は人口の増加の影響であることがわかります。
- 2007 年度から戸別収集、指定袋収集、プラスチック容器包装類の分別収集並びに金属類と廃食用油の集積所回収を開始し、資源化も進んでいます。2013 年 4 月に「小型家電リサイクル法」が施行され、西東京市においても小型家電の回収を実施しています。
- 古紙類の資源化の促進を図るため、家庭で使用しなくなった紙袋の提供を受けるとともに、古新聞を活用した「ざつがみばっぐ」を推奨し、作り方の周知も行っています。また、障がい者自立支援に係る雇用促進の一環として、ごみ減量推進課で作成した「ざつがみばっぐ」を田無・保谷両庁舎において配布を行っています。
- また、生ごみ及び剪定枝の回収、資源化を実施しており、民間事業者による堆肥化や燃料化を通じたバイオマスの利活用を行っています。
- さらに、多摩地域において、広域的な焼却残さの処理方法として、2006 年度よりそれまで埋め立てていた焼却灰のエコセメント化を実施しています。

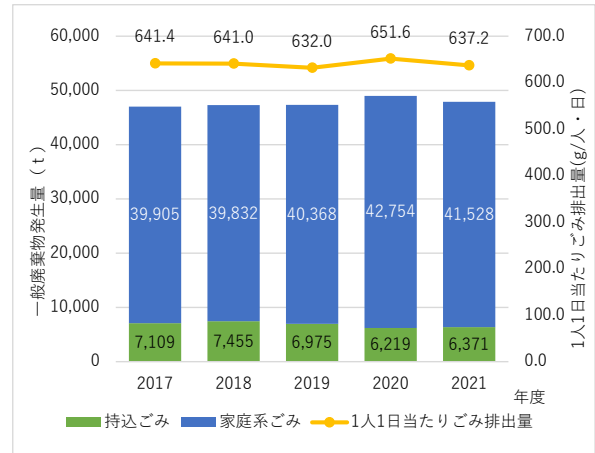


図 3-11 一般廃棄物発生量の推移  
出典：西東京市

ざつがみバッグ等の写真

### 【課 題】

- ごみ排出量は概ね横ばいとなっており、近年は新型コロナウイルス感染症の影響で在宅時間が増加したことにより家庭ごみの量が増えていると考えられることから、更なる排出削減対策が必要です。
- 資源化率については概ね横ばいで推移しており、排出抑制、再使用を基本とした排出削減を進めるとともに、分別の徹底による資源化の推進に努める必要があります。

## 基本方針3

# 地域の良好な環境を守ります

【関連する SDGs目標】



### ■ 地域環境分野における現状と課題の概要(詳細はp46参照)

|    |   |
|----|---|
| 現状 | 本市には雑木林、農地などの武蔵野の景観が残され、これらのみどりと河川や公園が水とみどりのネットワークを形成しています。また、都市計画道路の整備が進められており、歩行者や自転車利用者に配慮した環境づくりが行われています。 |
| 課題 | 雑木林や農地などの宅地化によってみどりが減っており、これらの保全に取り組む必要があります。また、大気や水質、騒音など、良好な生活環境をこれからも維持していく必要があります。                        |

#### ✓基本施策 5 みどりや水辺環境の保全・創出・活用

生物多様性の保全やみどりの保全・活用、公園・緑地の活用に取り組むとともに、農地の保全や水循環の確保、みどりや水辺とのふれあいの確保を通じて市内の自然環境を保全します。

#### ✓基本施策 6 歴史的・文化的環境資源の保全・活用

地域の歴史や文化は地域の自然環境や生態系などと結びついていることを理解し、歴史的・文化的環境資源の保全や活用を行います。

#### ✓基本施策 7 健康で快適な生活環境の維持

事業活動や市民生活によって生じる影響から生活環境を保全するため、大気・水などの環境に関する調査・研究や、環境への影響が生じた場合に改善へ取り組みます。

#### ✓基本施策 8 安全・安心な美しいまちの形成

道路ネットワーク及び交通ネットワークの円滑化や充実、歩行者・自転車利用環境の整備、誰もが利用しやすいまちづくりに取り組むとともに、美しい景観の形成や市内美化を推進します。

## ■指標、目標値

| 環境指標           | 現状(2021年度)                   | 目標値(2033年度)                  |
|----------------|------------------------------|------------------------------|
| 基本施策5の目標を検討中   | 検討中                          | 検討中                          |
| 基本施策5の目標を検討中   | 検討中                          | 検討中                          |
| 郷土資料室の来館者数     | 2,236人                       | 3,000人                       |
| 大気環境基準の達成状況    | 二酸化窒素…3/3                    | 二酸化窒素…3/3                    |
|                | 浮遊粒子状物質…3/3                  | 浮遊粒子状物質…3/3                  |
|                | 光化学オキシダント…0/1<br>(達成地点/測定地点) | 光化学オキシダント…1/1<br>(達成地点/測定地点) |
| 河川の水質環境基準の達成状況 | BOD…0.9(mg/L)<br>(石神井川溜漕橋)   | 環境基準以下を維持<br>(BOD…3 mg/L 以下) |
| 自動車騒音環境基準の達成状況 | 昼間…100%                      | 昼間…100%                      |
|                | 夜間…81%                       | 夜間…100%                      |

## 基本施策 5 みどりや水辺環境の保全・創出・活用

### 施策 5-1 生物多様性の保全

- 市内の生物多様性の現状についての調査を実施します。
- 野生生物の生息基盤に着目し、緑地を保全します。
- 市民、事業者に対して、生物多様性に関する意識啓発を実施します。
- 外来種に関する情報発信、栽培や飼育などについて周知します。
- 生態系に影響を与える恐れのある生物種について、必要に応じて防除を実施します。

### 施策 5-2 みどりの保全・創出

- 樹林地等の保全のための取組を支援します。
- 道路の新規整備、改修などにおける街路樹等の整備、維持管理を実施します。
- 公共施設における敷地内の緑化、屋上緑化・壁面緑化などを推進します。
- 多面的な機能を持つ農地や緑地などの自然環境を保全することでグリーンインフラとして機能させていきます。
- 民有地内の緑化として生垣や花壇の造成などの取組を支援します。
- 「西東京市人にやさしいまちづくり条例」に基づいた緑地の保全・創出の指導などをします。

### 施策 5-3 公園・緑地の活用

- 公園などの公共用地の花壇において、市民協働で植え付け・管理など行います。
- **市民協働**で公園や緑地などの維持・管理を行うための人材育成を実施します。

### 施策 5-4 農地の保全

- 環境にやさしい農業の普及など、持続可能な農業経営に向けた取組を推進します。
- 市民が農業とふれあい、都市農業への理解を深めるための機会を提供します。

### 施策 5-5 水循環の確保

- **家庭、道路や公共施設**、農地や緑地の保全による雨水の地下浸透を促進します。
- **雨水流出抑制指導や雨水浸透施設設置に対する助成事業を推進**します。
- 公共施設での雨水利用方法を検討します。

### 施策 5-6 みどりや水辺とのふれあいの確保

- 歩いて楽しめる魅力ある空間づくりを実施します。
- 市民がみどりに親しむ機会の提供について検討します。

## 基本施策 6 歴史的・文化的環境資源の保全・活用

### 施策 6-1 歴史的・文化的環境資源の保全

- 市内の自然の中で歴史を刻み続けてきた社寺・遺跡などの文化財の保存や復元を実施します。
- 郷土に関する民具・農具などの文化財資料について、収集・整理、公開を行います。
- 文化財とその周辺の自然環境などを一体的に捉えたみどりの保全を実施します。

### 施策 6-2 歴史的・文化的環境資源の活用

- 市内の自然の中で歴史を刻み続けてきた社寺・遺跡などの文化財や武蔵野の面影を残す雑木林・屋敷林に親しむ機会を提供します。

## 基本施策 7 健康で快適な生活環境の維持

### 施策 7-1 大気・水などの環境に関する調査・研究の推進

- 大気や水、騒音、土壌などの現状の継続的なモニタリング、調査結果の収集・公表を実施します。
- 環境の状況に応じた、国や東京都と連携した被害防止に向けた対応を実施します。
- 市民ボランティア・NPOなどと連携した環境調査等を実施します。

### 施策 7-2 大気・水などの環境の改善

- 自動車利用の抑制、**ZEV**の普及を推進します。
- 公共下水道への接続**に向けて、市民や事業者**を啓発します。
- ディーゼル車規制や土壌汚染対策などの環境汚染対策を推進します。

## 基本施策 8 安全・安心な美しいまちの形成

### 施策 8-1 道路交通の円滑化

- 交通渋滞対策として、都市計画道路を中心とした幹線道路の整備の実施、関係機関との連携による対策を検討します。
- 車や歩行者がスムーズに通行できるよう、道路と鉄道の立体交差化に向けた取組を推進します。

### 施策 8-2 公共交通ネットワークの充実

- コミュニティバス(はなバス)の**利用実態や市民ニーズを踏まえた効率的な運行に努めます。**
- 公共交通機関の利用促進を実施します。

### 施策 8-3 歩行者・自転車の利用環境の整備

- 道路の新規整備において、歩きやすく、自転車を利用しやすい環境の整備を実施します。
- 道路の新規整備において、歩車道の段差解消などユニバーサルデザインの観点を踏まえるとともに、**無電柱化**を関係機関と連携し実施します。
- 危険箇所の局所改修や、カーブミラーなどの道路安全施設の整備を実施します。

### 施策 8-4 誰もが利用しやすいまちづくり

- **誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインを踏まえた整備などを推進します。**
- 都市基盤の計画的な更新や長寿命化対策についての検討を実施します。

### 施策 8-5 美しい景観の形成

- 屋外広告物、看板について、周囲景観と調和するよう適正な許可を実施します。
- 屋敷林など特色あるみどりの景観や社寺などの歴史的景観を保全します。
- 管理されていない空き家**等**対策として、所有者への**適正管理のための助言や情報提供**を実施します。

### 施策 8-6 市内美化の推進

- **駅周辺**や河川周辺をはじめとした、市民の美化活動の支援を実施します。
- ポイ捨てや路上喫煙防止対策のPR活動を実施します。
- ペットの飼い方マナーについての意識啓発を実施します。

## 環境未来像の実現に向けてみんなで取り組むことの例（地域環境分野編）

### 市民



- 樹林地や緑地の所有者は保全や適切な管理を行いましょう。また、自宅敷地内やベランダなどで植物を育てましょう。
- 市内の樹林地や緑地、河川について、管理を行うボランティア活動に参加し、維持管理に協力しましょう。また、市内の農地を保全するため、地産地消に取り組み、市内産農産物の消費拡大に協力しましょう。
- 野生生物の生育・生息地の保全活動や、自然環境の調査に協力して、地域内の生物多様性の保全に協力しましょう。また、外来種の防除活動への協力や、生き物を飼育する場合に適正な飼育を行いましょう。
- 郷土の歴史や文化に興味を持ち、保全に協力しましょう。
- 自動車の利用を減らしたり、環境に配慮した運転マナーを徹底したりすることで、大気環境の保全や騒音の発生の抑制に貢献しましょう。
- ごみやたばこのポイ捨てを行わない、ペットのフンは持ち帰るなど、美しいまちを守るためのマナーを守りましょう。また、地域で行われる美化活動に参加しましょう。 など

### 事業者



- 事業所敷地内やベランダ、屋上などで植物を育てましょう。
- 市内の樹林地や緑地、河川について、管理を行うボランティア活動に参加し、維持管理に協力しましょう。また、市内の農地を保全するため、市内産農産物を販売することや食材として活用することで、消費拡大に協力しましょう。
- 野生生物の生育・生息地の保全活動や、自然環境の調査に協力して、地域内の生物多様性の保全に協力しましょう。また、外来種の防除活動に協力しましょう。
- 郷土の歴史や文化の保全に協力しましょう。
- 事業活動での自動車の利用を減らしたり、環境に配慮した運転マナーを徹底したりすることで、大気環境の保全や騒音の発生抑制に貢献しましょう。
- 工場などのばい煙や汚水などの適正処理についての自主的な検査、事業活動における公害対策、環境負荷の状況などの情報の共有に協力しましょう。
- 化学物質の使用、排出、廃棄について、環境に負荷を与えないように適正に管理しましょう。 など

## ■地域環境分野の現状と課題

### 【現 状】

- 本市には、雑木林、屋敷林、農地などの武蔵野の景観が残されていますが、みどりは、都市化とともに減少傾向にあります。また、農地は、農業従事者の高齢化の進行による農家数の減少や、宅地、駐車場などへの転用により減少しています。
- 市内を流れる石神井川は、市民団体などによって清掃活動が継続的に行われており、市民の憩いの場として良好な水辺環境が形成されていますが、一方で水が流れていない場所や魚類などの生息が確認できない場所もみられます。
- 近年整備された都立東伏見公園では、東京都と連携を図り、自然環境を保全しつつ石神井川と公園を一体として整備することにより、水とみどりのネットワークづくりが進められています。
- 市内には、国史跡である下野谷遺跡や玉川上水をはじめ、国名勝である、玉川上水の両岸に植樹されたヤマザクラの並木である小金井(サクラ)など、国、都や市の指定文化財が多数存在しています。
- 市内の都市計画道路では歩行者、自転車に配慮した整備が進められています。

### 【課 題】

- 雑木林や屋敷林、農地などの自然環境は生物多様性の保全や防災・減災などの多様な機能を担うグリーンインフラとして重要であることから保全に努める必要があります。
- 大気質や河川水質をはじめとした生活環境は概ね良好な状態が維持されており、今後も維持に努める必要があります。
- 歩行者、自転車利用者の安全性に配慮するため、**道路の新規整備において、引き続き歩行者・自転車空間の確保に努める必要があります。**

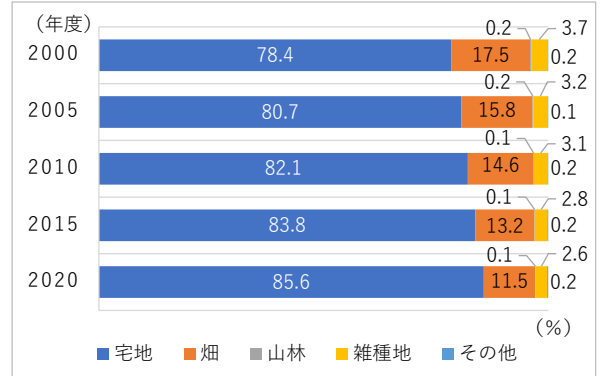


図 3-12 土地利用分類の推移  
出典:西東京市

小金井桜の様子等

写真等



## 基本方針4

# 持続可能な社会を担う人づくりを行います

【関連する SDGs目標】



### ■ 人づくり分野における現状と課題の概要(詳細はp50参照)

|    |  |
|----|--|
| 現状 | 下保谷四丁目特別緑地保全地区、エコプラザ西東京などの地域資源を活かしながら、市民や団体が参画して環境に関する催しや講座などが行われています。 |
| 課題 | 団体活動の支援や市民・事業者が取組に参加する機会や場を作るなど、市内の環境保全活動をもっと促すための取組が必要です。             |

#### ✓基本施策 9 環境情報の発信・共有

市が主体となって、ホームページやイベント、講座などを通じて市民に環境関連情報の発信や、事例公表などによる市民や事業者が持つ環境情報の共有に取り組めます。

#### ✓基本施策 10 環境学習・教育、環境保全活動の推進

一人ひとりが環境問題を「自分ごと」と考え、環境保全に取り組むため、環境学習・教育を充実させるとともに、参画の場となる環境保全活動を推進します。

#### ✓基本施策 11 市民・事業者・市の協働体制の構築

環境保全に向けて、市民・事業者・市の協力体制を構築するとともに、国や東京都などと広域的な体制づくりも行います。

### ■ 指標、目標値

| 環境指標         | 基準値(2022年度) | 目標値(2033年度) |
|--------------|-------------|-------------|
| 環境学習事業数      | 86事業        | 140事業       |
| 環境学習講座への参加者数 | 2,196人      | 3,500人      |
| 協働事業数        | 15事業        | 30事業        |

## 基本施策 9 環境情報の発信・共有

### 施策 9-1 環境情報の発信

- 国や東京都の支援などの情報について提供します。
- 環境情報を幅広く**市民**に提供するイベントや講座を開催します。
- 環境教育・環境学習の推進や環境保全活動を支援するための拠点として、エコプラザ西東京の充実を図ります。

### 施策 9-2 環境情報の共有

- 市民・**事業者**からの情報を受信し双方向の情報共有を実施します。
- 地域の環境教育・環境学習、環境保全活動の事例の公表、表彰を実施します。

## 基本施策 10 環境学習・教育、環境保全活動の推進

### 施策 10-1 環境教育・環境学習の充実

- 教育機関との連携を図りながら、学校教育における子どもたちが主体的に学ぶことができる環境に関する取組を充実します。
- 環境教育・環境学習などの機会や内容を充実します。
- SDGsの実現に向けた取組の必要性や具体的な取組について学ぶ機会の提供や啓発を実施します。

### 施策 10-2 環境保全活動への参加機会の創出・支援の実施

- 環境保全活動への参加意識を啓発します。
- 子どもから大人までが参加可能な環境保全活動の機会を充実します。
- 市民団体による環境保全活動の実態把握・活動支援を実施します。

### 施策 10-3 環境保全活動などを担う人材等の育成・活用

- **市民への**環境学習や環境保全活動に関する人材を育成します。
- 環境に関する専門家や、環境教育・環境学習の指導ができる市民や団体などの情報整理・活用を実施します。
- 環境分野に関する人材が活躍できる場の充実を図ります。

## 基本施策 11 市民・事業者・市の協働体制の構築

### 施策 11-1 市民・事業者・市の協働の仕組みづくり

- **環境分野における市民・事業者・市の積極的な協働を促進します。**
- 環境学習・情報ネットワークを活用した環境保全に関する市民・事業者・市の情報交換を実施します。

### 施策 11-2 広域的な連携の推進

- 広域的に対応すべき課題に対する国・東京都及び関連自治体の連携を行います。

## 環境未来像の実現に向けてみんなで取り組むことの例（人づくり分野編）

### 市 民



- 環境問題について関心を持ち、インターネットやテレビ、新聞などを通じて関連する情報を収集しましょう。
- 市や地域の団体が催す環境についての学習会などに積極的に参加し、環境問題について学びましょう。
- 地域の環境に興味を持ち、地域の環境保全活動に参加しましょう。 など

### 事 業 者



- 事業活動において環境保全意識を浸透させるため、従業員に対する環境教育を実施しましょう。
- 清掃活動や自然環境保全活動など、地域の環境保全に参加・協力しましょう。
- 事業者としての専門ノウハウを生かし、市や市民と協力して地域の環境保全に貢献しましょう。
- 事業者同士のつながりを構築し、環境情報の交換などを行いましょう。

## ■人づくり分野の現状と課題

### 【現 状】

- 環境学習事業として、市が主催し企業や団体の参画によって開催された環境フェスティバルをはじめ、下保谷四丁目特別緑地保全地区の一般開放イベント、エコプラザ西東京や公民館でのさまざまな講座などが行われています。
- 環境保全活動として、ゼロカーボンシティの実現に向けた市民の意識を高めることを目的とした環境ポイント制度(にしとうきょう環境チャレンジ)や西原自然公園での山仕事体験会、自然観察会、市民団体や市内高校生などによる石神井川での清掃活動が行われています。また、市内の団体、事業者や市民が行っている地域の清掃活動や公園などの外来生物の駆除活動が行われています。
- 令和4年度には脱炭素社会につながる環境にやさしい行動に取り組むまちづくりを進めるため、積極的で優れた環境活動を行う、個人・団体・学校・事業者の方を表彰する「にしとうきょう環境アワード」が実施されました。

写真等

写真等

### 【課 題】

- 市民団体においては、会員の高齢化・脱退による人的資源の不足が問題になっています。また、活動を行う上で必要な資材などを購入する際の金銭的な支援策や継続的に活動を行う場が求められています。
- 市内ではさまざまな事業者や市民団体などによる環境保全の取組が進められており、これらの取組を市が情報発信などを通じて活動支援することも重要です。
- 幅広い環境分野において市単独で環境保全の取組を進めることは困難であり、地域の環境保全に関心が高い事業者や団体などを巻き込み、連携を図りながら取組を進めるための体制づくりが必要です。

写真等

# 第4章 重点プロジェクト

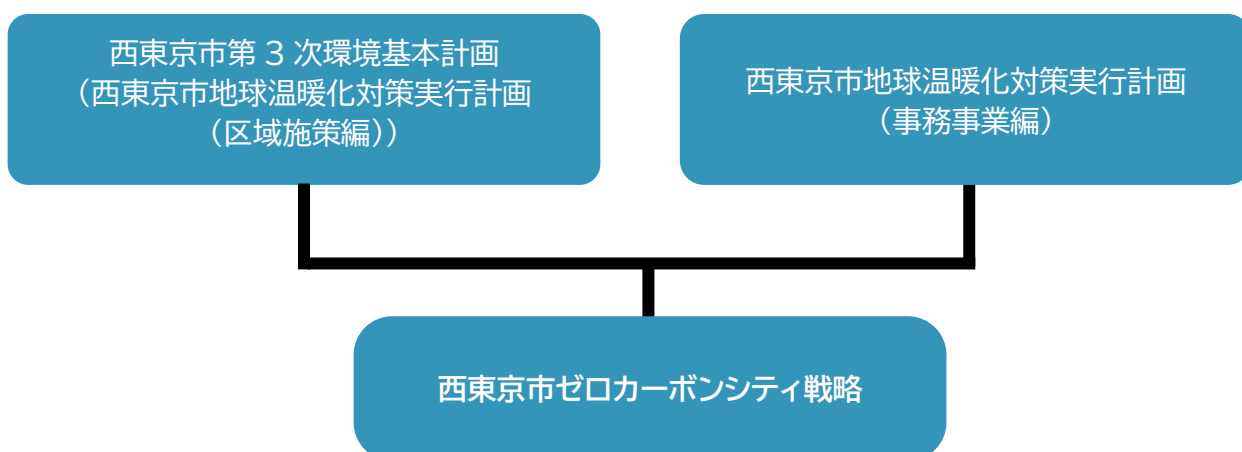
第4章では、本計画において重点的に進めるべき柱として位置づけられている気候変動対策及び生物多様性の保全に焦点を絞り、それぞれについて、2030年度における一定の取組成果を挙げるための戦略(西東京市ゼロカーボンシティ戦略、西東京市生物多様性地域戦略)を示します。

## 1 西東京市ゼロカーボンシティ戦略

### 1)西東京市ゼロカーボンシティ戦略の位置づけ

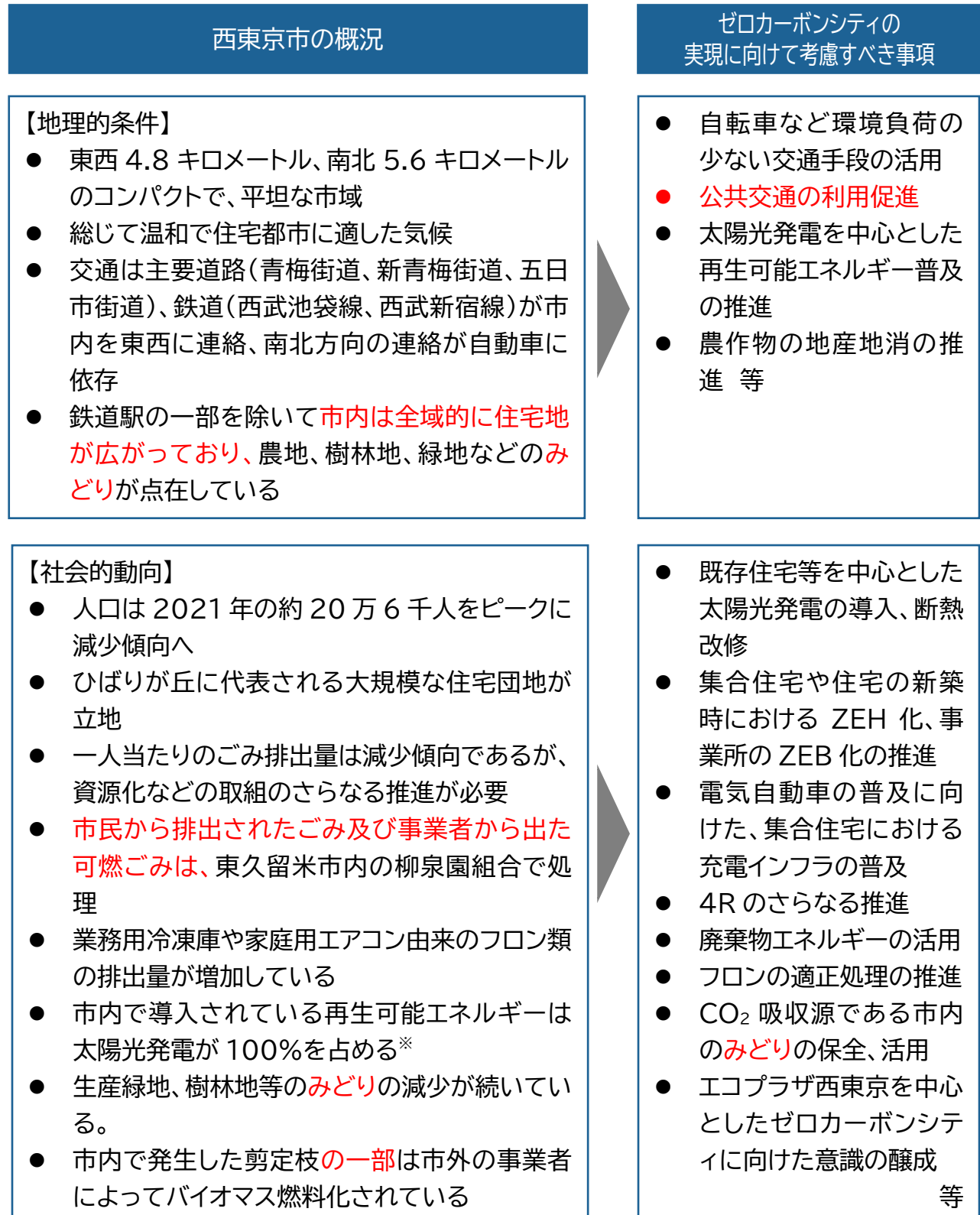
「西東京市ゼロカーボンシティ戦略」では「西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の目標年度である2030年度に向けて、目標達成を実現するために取り組むべき具体的な取組方針、ロードマップを示します。

なお、本市の気候変動対策については、市域全体の温暖化対策について示している「西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び市の事務事業の温暖化対策について示している「西東京市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」、この両計画に基づいて各部門でどのようなことに取り組むかを詳細に示した「西東京市ゼロカーボンシティ戦略」から構成されており、これらの推進を通じてゼロカーボンシティの実現を図ります。



## 2)市の概況とゼロカーボンシティの実現に向けて考慮すべき事項

ここでは、本市の概況と、これを踏まえた本市においてゼロカーボンシティを実現するために考慮すべき事項について整理しています。



※自治体排出量カルテ(環境省)より

### 3)ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の方向性

ここでは、ゼロカーボンシティを実現するための対策について、部門ごとに対策方針を示します。

#### ■ 民生家庭部門

- 省エネルギーの推進

無駄な照明を消す、エアコンの設定温度を見直すなど、日常生活における取組を通じてエネルギーの使用量削減に取り組みます

住宅における設備更新時には LED 化や高効率給湯器などの省エネルギー機器の導入、ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)の導入を検討します。また、窓を二重サッシにする、壁や天井・床に断熱材を入れるなどの省エネ改修や新築時の ZEH 化を通じて、少ないエネルギーで快適に生活できる住環境づくりを行います。

移動の際には自動車の利用を控え、自転車、バス、鉄道などを活用し、自動車の買い替える際には EV などの ZEV を選択します。

- 再生可能エネルギーの導入

家庭の電力について、再生可能エネルギー由来電力など、脱炭素の電気へ切り替える、また、太陽光発電や太陽熱利用設備などの再生可能エネルギー機器を導入することで、エネルギーを使って排出される二酸化炭素の量をできるだけ減らします。

- 脱炭素型のライフスタイルの普及

4R の徹底、リサイクル製品やバイオマスプラスチック製品、地域産農産物の率先購入、食品ロスの削減に取り組むなど、脱炭素型ライフスタイルの普及を図ります。

- フロンの適正処理、ノンフロン化の推進

フロン、代替フロンを使用した製品の回収に協力するとともに、ノンフロン製品を使用した製品を購入します。

## ■ 民生業務部門

- 省エネルギーの推進  
事務所における設備更新時に省エネルギー機器の導入、ビルエネルギー管理システム(BEMS)の導入、食品ロスの削減など脱炭素型ライフスタイルへの転換を行います。また、建物について、断熱性能の向上など省エネ改修や ZEB 化を行います。
- 再生可能エネルギーの導入  
事業所への太陽光発電設備の導入を行います。また、事業所の電力について、再生可能エネルギー由来電力など、脱炭素の電気への切り替えを行います。
- フロンの適正処理、ノンフロン化の推進  
フロン、代替フロンを使用した製品の回収に協力するとともに、ノンフロン製品を使用した製品を購入します。また、フロンを使用した製品については機器の整備を定期的に行い、フロン類の漏えい防止に努めます。

## ■ 運輸部門

- ZEV の普及  
電気自動車、水素自動車などの ZEV の普及、充電設備などのインフラ整備に取り組みます。
- 環境負荷の低い移動手段の普及  
公共交通機関やシェアサイクルの活用など、環境負荷の低い移動手段の普及を図ります。



## ■ 産業部門

- 省エネルギーの推進  
事業所における設備更新時に省エネルギー機器の導入、工場エネルギー管理システム(FEMS)の導入、クールビズ・ウォームビズなど脱炭素型ライフスタイルへの転換を行うとともに、重油などの化石燃料から電化などエネルギーの転換を行います。また、建物について、断熱性能の向上など省エネ改修やZEB化を行います。
- 再生可能エネルギーの導入  
事業所への太陽光発電設備の導入を行うとともに、事業者が太陽光発電設備の導入が進むように規制制度の見直しなどについて検討します。農地への営農型太陽光発電設備(ソーラーシェアリング)の導入による収益力の強化を図ります。また、事業所の電力について、再生可能エネルギー由来電力など、脱炭素の電気への切り替えを行います。
- 資源の有効利用  
生産工程の見直しなどを通じた廃棄物の発生抑制、分別の徹底、再生資源素材の活用によるリサイクルの推進に取り組みます。
- フロンの適正処理、ノンフロン化の推進  
脱フロン型の生産体制の整備やフロン類の適正な回収・処理に努めます。また、フロン、代替フロンを使用した製品の回収に協力するとともに、ノンフロン製品を使用した製品を購入します。フロンを使用した製品については機器の整備を定期的に行い、フロン類の漏えい防止に努めます。

## ■ 廃棄物部門

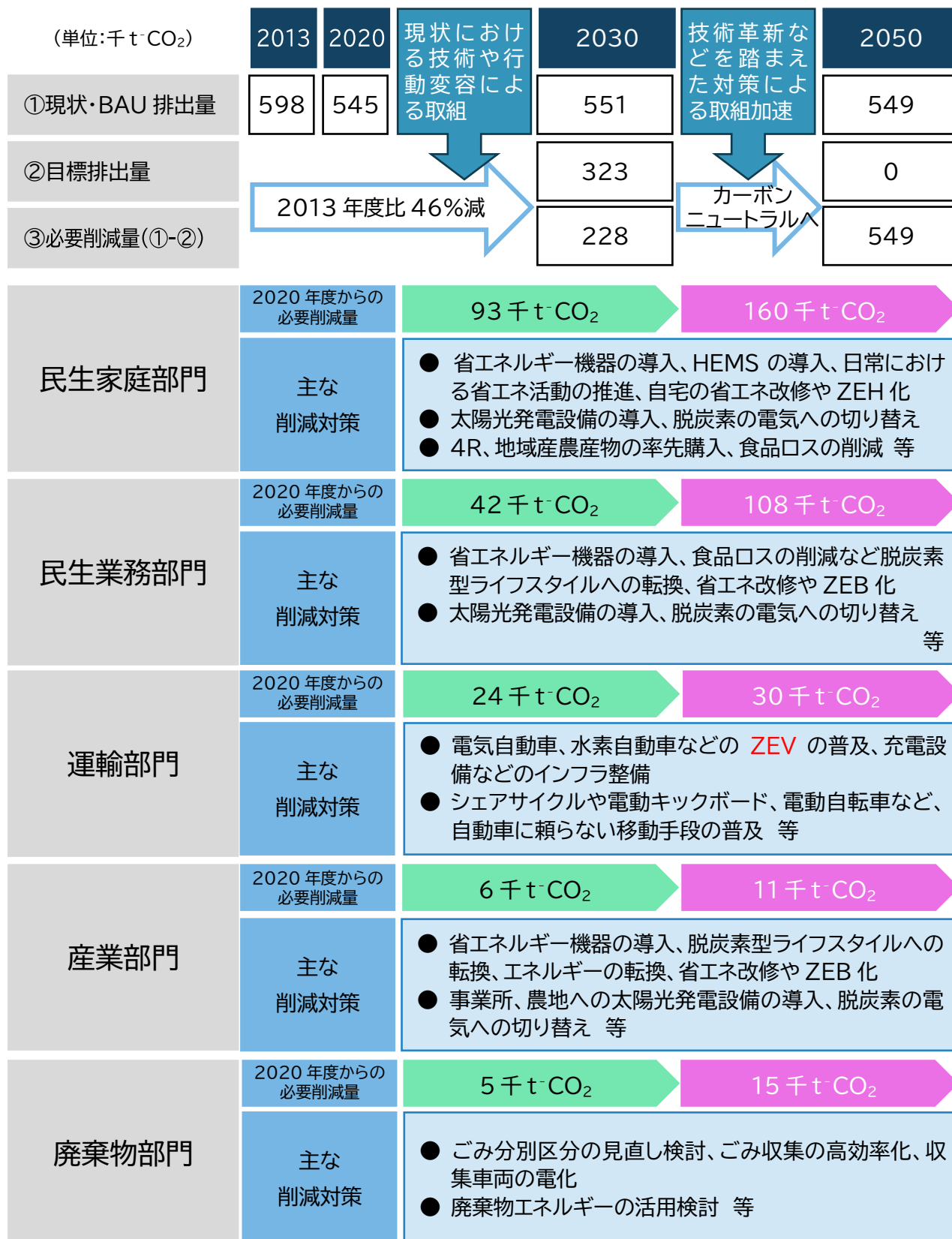
- 分別方式の見直しの検討  
分別区分の見直しを検討するなど、分別の徹底を通じてごみ処理に伴う温室効果ガスの排出削減について検討を行います。
- ごみ収集における対策の推進  
ごみ収集の高効率化、収集車両の電化などに取り組みます。
- 廃棄物エネルギーの活用  
ごみ処理で得られる電気や熱などのエネルギーは低炭素な再生可能エネルギーであるため、これらのエネルギーの活用について検討します。

## ■ 部門横断的な取組

- ゼロカーボンシティの実現に向けた理解促進、意識醸成  
ゼロカーボンシティの実現に向けて、適切な情報の共有や市民・事業者・市の交流、協働の場づくりを行うとともに、学校教育や地域における勉強会などを学ぶ機会を提供します。
- 脱炭素まちづくりの推進  
徒歩や自転車など、自動車以外の交通手段での移動がしやすいまちづくりを進めます。
- 市域の**みどり**の保全・創出  
市内の樹林地、農地、緑地、屋敷林などの**みどり**の保全や創出を通じて、**みどり**によるCO<sub>2</sub>吸収能力を強化し、カーボンオフセットに取り組めます。
- カーボンオフセットの実施  
市域外の森林の保全の協力などを通じて、カーボンオフセットに取り組めます。

#### 4) ゼロカーボンシティの実現に向けたロードマップ

ゼロカーボンシティの実現に向けたロードマップを以下に示します。2030年度までは現状における技術や行動変容による取組で 2013年度比 46%削減を目指し、2030年度以降については技術革新などを踏まえた対策を通じて取組を加速化し、2050年にカーボンニュートラルを目指します。



## 参考 西東京市ゼロカーボンシティ戦略で削減対象とするガス

西東京市ゼロカーボンシティ戦略で削減対象とするガスは、CO<sub>2</sub> 及びその他6ガスとしますが、本市から排出される温室効果ガスは、図 4-1 に示す通り約9割を CO<sub>2</sub> が占め、さらに、市民や事業者、市が主として取り組む温暖化対策は主に CO<sub>2</sub> の排出削減対策となります。

ここでは参考として本市における CO<sub>2</sub> 排出の状況について整理します。

本市の2013年度以降のCO<sub>2</sub>排出量は、2016年度まで減少していましたが、近年横ばいとなっており、排出量の算定が可能な最新年度である2020年度は493千t-CO<sub>2</sub>でした(図 4-2)。

CO<sub>2</sub> 排出量の部門別内訳についてみると、2020年度において最も排出割合が高いのが民生家庭部門(51.2%)、次いで民生業務部門(30.4%)となっており、両者で8割以上を占めていました。(図 4-3)2013年度からの推移についてみると、民生家庭部門・運輸部門・産業部門は減少傾向、その他については概ね横ばいとなっています(図 4-4)。

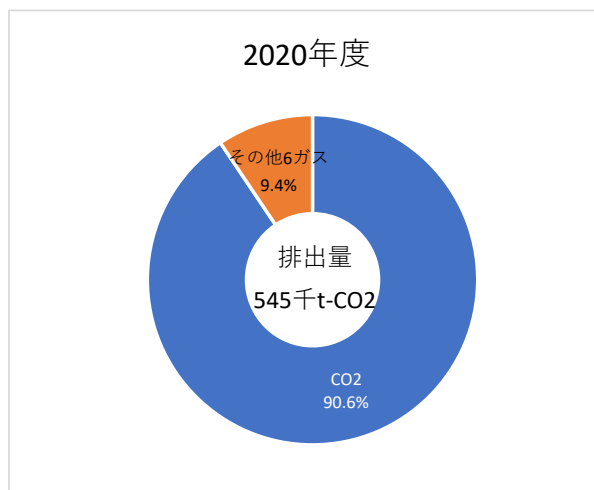


図 4-1 温室効果ガスの内訳(ガス別)  
出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

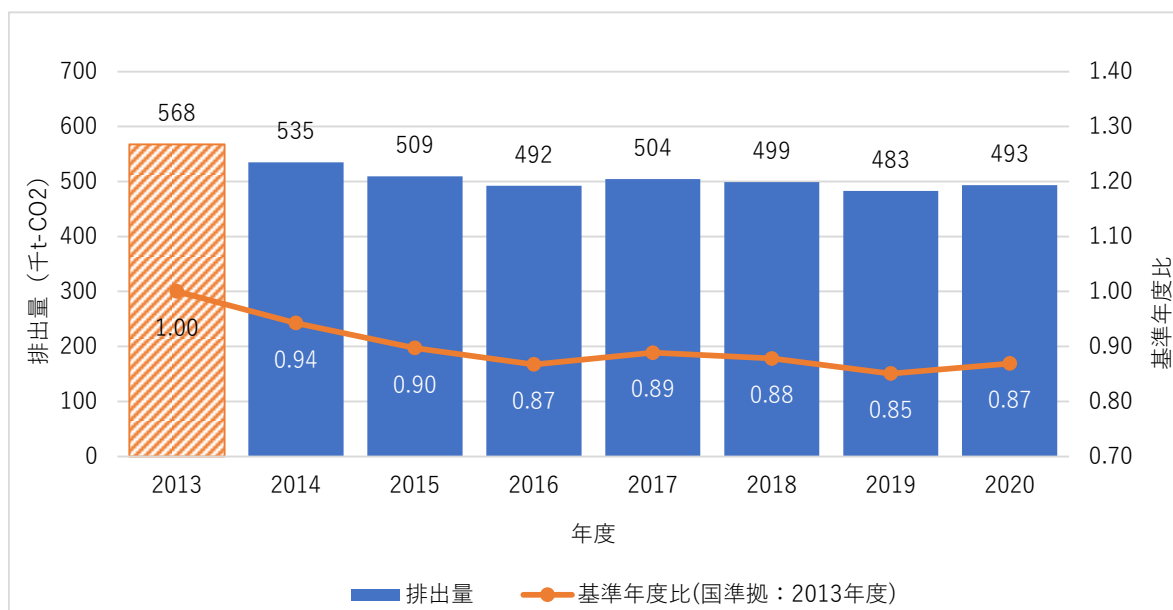


図 4-2 CO<sub>2</sub>排出量の推移

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

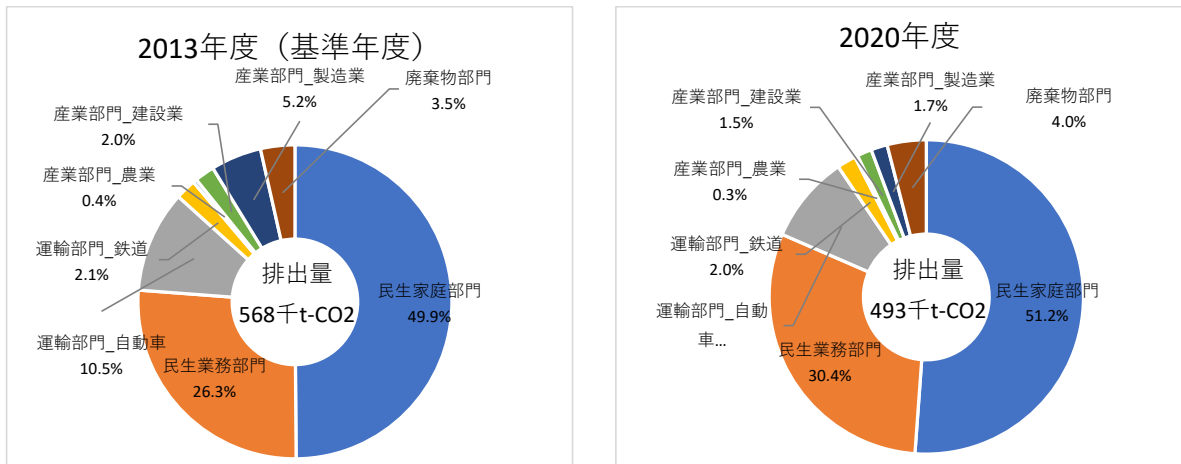


図 4-3 CO<sub>2</sub>排出量の内訳(部門別)

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

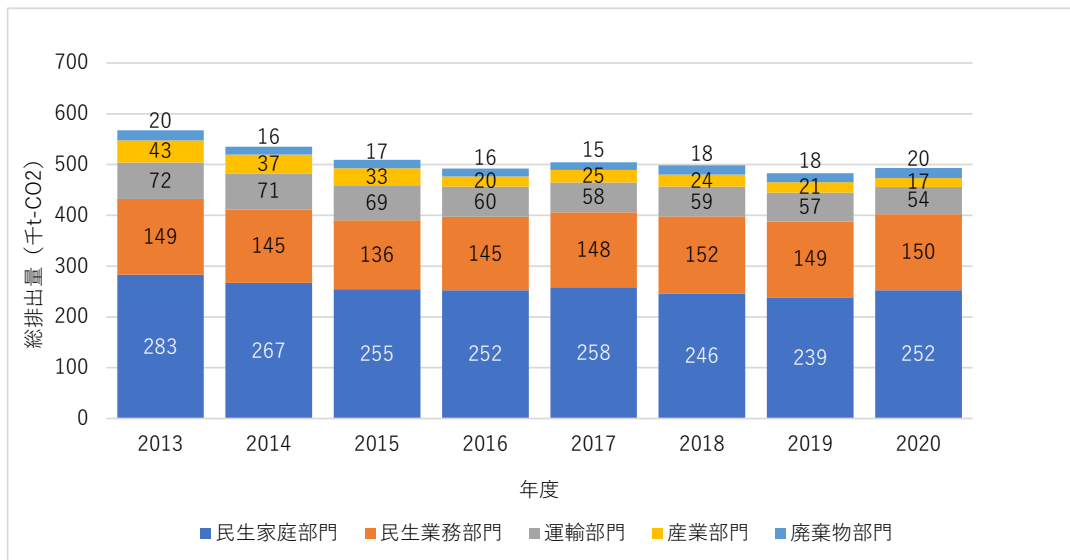


図 4-4 CO<sub>2</sub>排出量の推移(部門別)

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

イメージの挿入

ゼロカーボンシティが実現されたまちのイメージ

## 2 生物多様性地域戦略

### 1) 基本情報

#### ①戦略の目的・位置付け

本戦略は、生物多様性基本法に基づく西東京市生物多様性地域戦略であり、本市内における「生物多様性の保全及び持続可能な利用」に関する基本的な計画であり、本市の生物多様性を活用して地域の課題に対処し、持続可能な地域づくりを進めることを目的とします。

#### ②計画期間

2024(令和6)年度から 2033(令和 15)年度までの 10 年間(環境基本計画と同様)

#### ③対象とする区域

西東京市全域

### コラム 生物多様性、生態系サービスについて

#### 生物多様性とは？

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことを示す言葉です。地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、直接・間接的に支えあって生きています。

生物多様性には、生態系・種・遺伝子の 3 つのレベルの多様性があるとされています。

#### 生態系サービスとは？

私たち人間の暮らしを支える、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みのことを「生態系サービス」と言います。生態系サービスは、下図の 4 つに区分されます。



私たちの生活と生態系サービスのつながりのイメージ

出典:環境省

生物多様性は現在、大きな危機にさらされています。過去にも自然現象などの影響により大量絶滅が起きていますが、現在は第6の大量絶滅と呼ばれています。人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100~1,000倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。

生物多様性の危機は以下の4つに区分されます。第1の危機は開発や乱獲による危機、第2の危機は人間による働きかけの不足による危機、第3の危機は外来種や化学物質による危機、第4の危機は地球温暖化など地球環境の変化による危機です。



開発や乱獲による危機



里地里山など手入れの放棄による危機



外来種による危機



地球温暖化による危機

生物多様性の4つの危機の例

※出典:環境省



## 2)生物多様性の現状と課題

### ①生物多様性の現状

#### a.西東京市の生物生息状況

- ・市内の公園・緑地、農地、屋敷林、樹林地、河川、ビオトープなどは多様な動植物の生息・生育場所となっています。
- ・市内では 1,611 種の生きものの生息・生育が確認されています。このうち希少種や絶滅のおそれがある種など、レッドリスト記載種等の重要種は 97 種です。これらの重要種は、樹林地や屋敷林に多く生息・生育しています。
- ・外来種では、外来生物法の定める特定外来生物を 4 種確認しており、アカボシゴマダラ(チヨウ目タテハチョウ科)、ガビチョウ(スズメ目チメドリ科)、ソウシチョウ(同)、アライグマ(ネコ目アライグマ科)が確認されています。
- ・また、生態系被害防止外来種リストの該当種が 29 種確認されています。
- ・生きものの生息地としての役割も担っている公園などでは、地域住民の熱心な清掃により落ち葉や枯れ枝などの除去が徹底されており、昆虫類や土壌動物などの生息場所が少なくなっています。

#### b.生物多様性に関する地域資源

- ・西東京市の現存植生図と、自然環境に係る主な地域資源の位置を次図に示します。
- ・西東京市では市街地が大半を占めていますが、一部にみどりの多い住宅地や、畑雑草群落が面的に広がっています。また、果樹園や、ゴルフ場・芝地に分類される公園、残存・植栽樹群のある公園等が点在しています。
- ・また、面積は少ないものの、かつての武蔵野台地の景観を残すシラカシ屋敷林やクヌギーコナラ群集が保全されています。
- ・このような屋敷林には多くの重要種が生息・生育しており、西東京市の生物多様性を保全する上で重要なホットスポットとなっています。
- ・河川・水辺については、石神井川のほか、公園内に設けられた池などが点在しており、市内では貴重な水辺環境となっています。

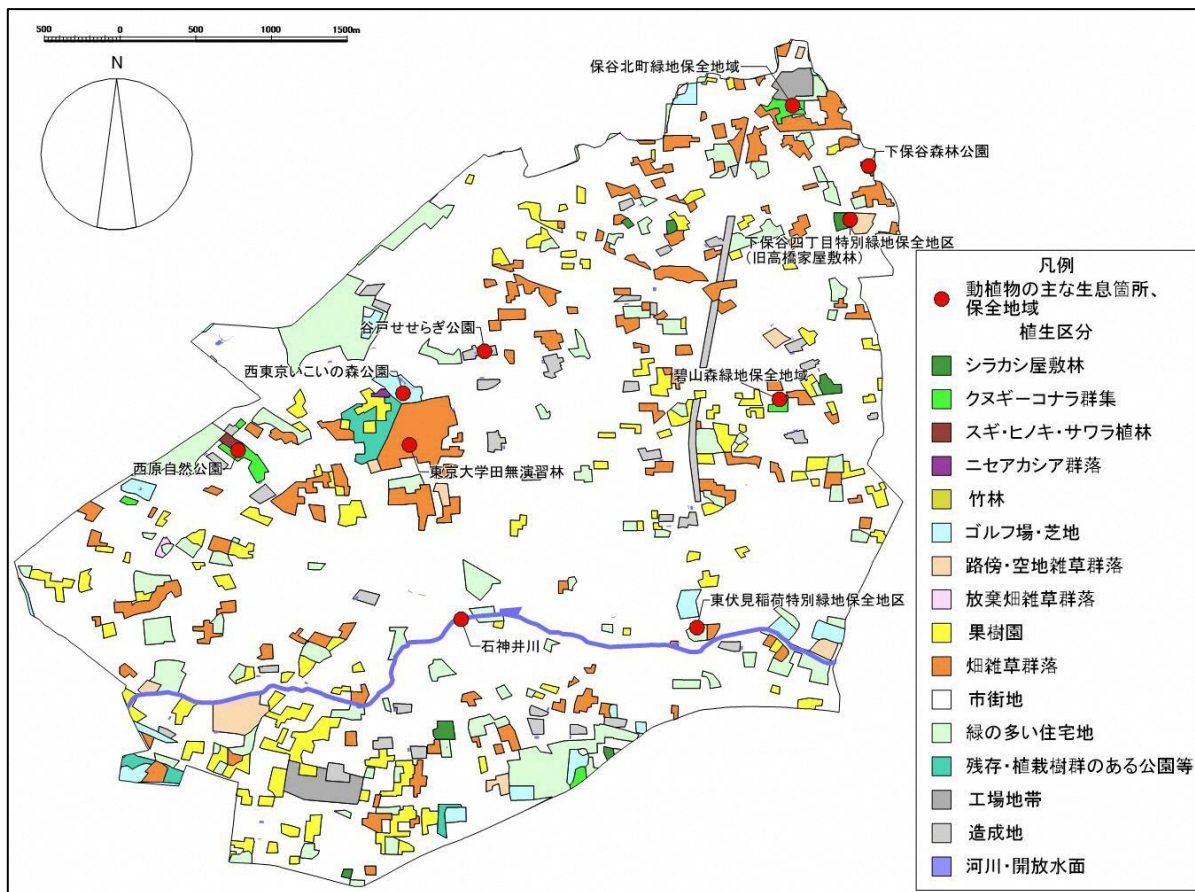


図 西東京市の自然環境に係る主な地域資源

※出典：「1/2.5 万現存植生図」自然環境保全基礎調査第6回調査、環境省自然環境局 生物多様性センター、[https://www.biodic.go.jp/kiso/vg/vg\\_kiso.html#mainText](https://www.biodic.go.jp/kiso/vg/vg_kiso.html#mainText)



碧山森緑地保全地域



石神井川

②市民・中学生の生物多様性に関する意識(アンケート調査結果より)

a.市民

●街路樹、屋敷林、生垣、公園などの緑地について

- ・街路樹、屋敷林、生垣、公園・緑地等のみどりが豊かで、市内では野鳥や昆虫、魚等の生きものと親しみやすい、とする意見が多くありました。
- ・公園、学校、公共施設、道路の街路樹のみどりを増やす取組や、みどりを守り育てる人材や市民活動の育成・支援を求める意見が多くありました。

●農業・農地について

- ・農地や土と親しみやすいとの意見が多くありました。
- ・市内農産物の購入について、既に取り組んでいるとの回答が多くありました。また、今後取り組みたいとする回答も多くありました。
- ・西東京市の将来像として、今以上に花や樹木といったみどりがあふれている、農地が保全され、市内農産物が十分に流通している、といった意見が多くありました
- ・市民自らの取組としては、市内農産物を積極的に購入したいとの意見が多くありました。
- ・市の取組としては、農地の保全と市内農産物の活用を求める意見が多くありました。

●水や水辺について

- ・河川や湧水などの水や水辺との親しみやすさについては、満足度が低い結果となりました。
- ・下水道への負荷の軽減に対する日常的な取組については、既に取り組んでいるとする割合が高くなりました。

●環境保全活動への参加意欲について

- ・市内の環境の現状や環境問題について情報発信への取組や、環境教育・環境学習の推進、市民の環境意識の向上の取組を求める意見が多くありました。
- ・市の発信する環境に関する情報を目にする機会が少ないとする意見が多くありました。
- ・環境保全活動への参加経験は少なく、参加意向は「わからない」が最も多くなりました。
- ・公園や緑地、水辺などで自然にふれあうことについて、全世代で「時々取り組んでいる」とする回答が最も多くなりました。

写真

写真

## b.中学生

- ・市内は街路樹や屋敷林、公園、農地などのみどりが豊か、とする意見が多くありました。
- ・野鳥、昆虫、魚などの生きものとふれあえる、とする意見が多くありました。
- ・河川・水路等について、水がきれいだとする意見が多くありましたが、どちらともいえない、わからない、といった意見も多く、河川や水路の現状について知らない場合が多く、ふれあう機会が少ないことがうかがえます。
- ・地球温暖化、生きもの、食品ロスについての学習への関心が高くなっています。
- ・省エネルギーの活動、リサイクル活動に次いでビオトープづくりに参加したいとの意見が多くありました。
- ・環境学習の回数が不足しているとの意見が多くありました。

## ③生物多様性の保全・活用に関する取組状況

本市では、生物多様性の保全・活用に関する様々な取組が行われています。

### ●「西東京いきいの森公園」における取組

- ・管理団体が生物多様性に配慮した草地管理として「ばったランド」を設定し、バッタ類などの生きものの生息場所として草を刈り残した場所を設けています。バッタ類やチョウ類、甲虫類など、多様な昆虫が生息しています。
- ・市民がカルガモやカワセミなどの水辺の野鳥の観察や写真撮影をしています。
- ・小学校が毎年、池の微生物などの調査を行っています。
- ・「ワルナスビ抜き取り大作戦」を開催し、市民や活動団体と連携して外来植物であるワルナスビの除去活動を行っています。

### ●農のアカデミー体験実習農園での取組

- ・市内の農地では「農のアカデミー体験実習農園」として、援農ボランティアの活動や、指導農家によるスキルアップ講習、小学校や幼稚園の校外・園外学習の受け入れなど、市民や子どもたちが農と触れ合う取組を行っています。

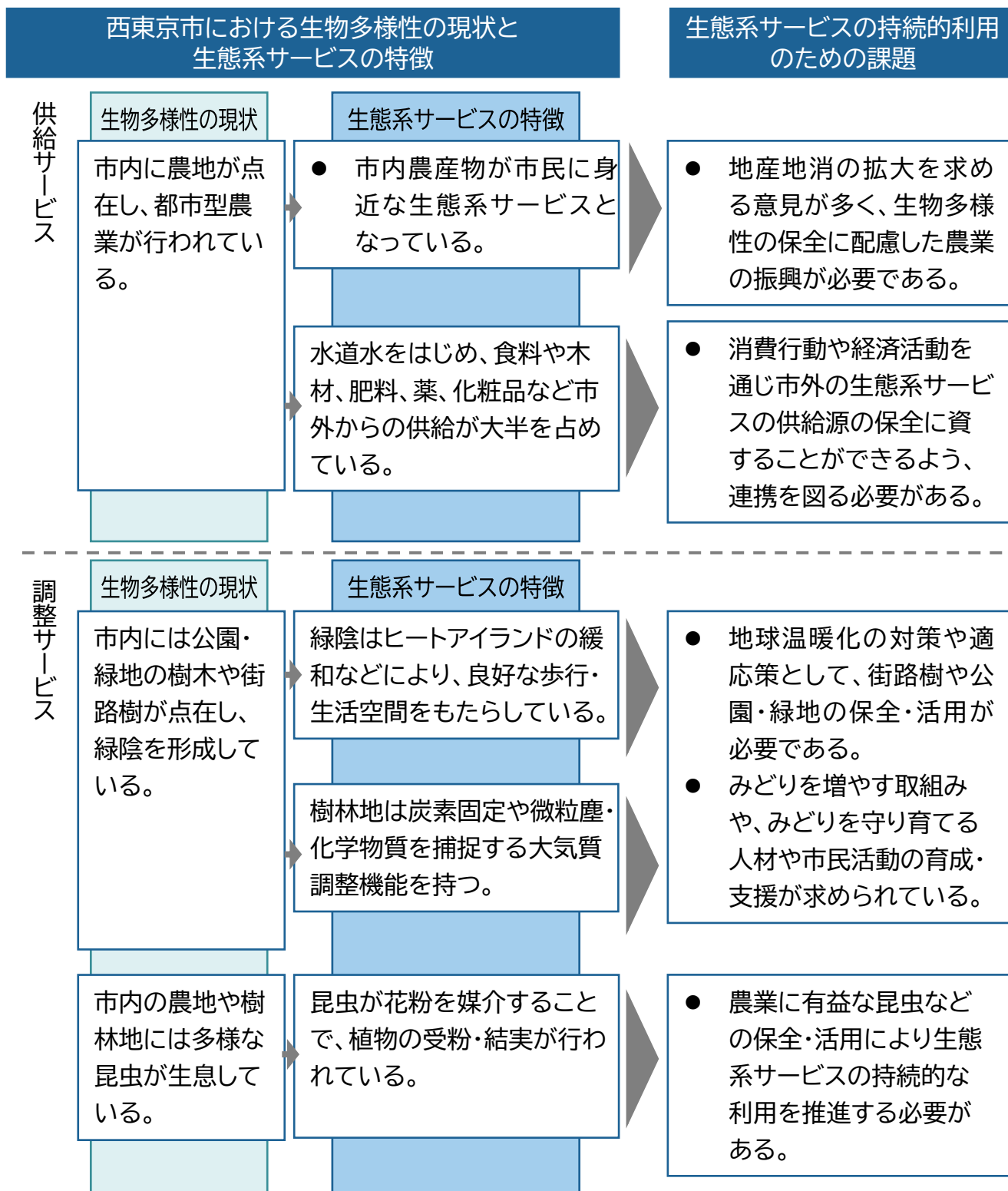
### ●学校ビオトープの取組

- ・保谷第二小学校、東伏見小学校、住吉小学校、けやき小学校では、生きもののすみ場となるビオトープを設置し、自然の生態系を身近に感じられる空間として学校教育で活用しています。

④本市における生物多様性および生態系サービスの特徴と課題

本市では、生物多様性の恩恵である生態系サービスを楽しむ、豊かな暮らしと郷土を育んできました。この生態系サービスを今後も持続的に利用するためには、種々の課題を解決していく必要があります。

本市における生物多様性の現状と、これから得られる生態系サービス(供給、調整、基盤、文化)の特徴、生態系サービスを持続的に利用するための課題を以下に示します。



## 生物多様性の現状と生態系サービスの特徴

## 生態系サービスの持続的利用のための課題

基盤サービス

### 生物多様性の現状

市内には公園・緑地、農地、屋敷林、樹林地、河川、ビオトープなど様々な環境が存在する。

### 生態系サービスの特徴

市内には絶滅危惧種を含めた多様な動植物が生息・生育している。

- 屋敷林や樹林地の面積は小さいものの絶滅危惧種が多く生息・生育しており、保全の必要性が高い。
- 公園などで落ち葉などの除去が徹底されており、土壌動物などの生息場所が少ない。
- 河川などの水辺とのふれあう機会が少なく、現状が分からないとする意見が多い。

外来種が広範に侵入している。

外来種が生態系や人の生活に被害を及ぼすおそれがある。

既に侵入した外来種について対策を講じるとともに、新たに持ち込まないように配慮が必要である。

本市の生物生息状況に関する調査が一部のエリアや生物群を対象として実施されている。

本市の生物多様性を十分に評価できるデータが不足している。

市内の生物生息状況に関するデータの継続的な収集が必要である。

文化的サービス

### 現状

市内には街路樹や公園・緑地が整備されている。

### 生態系サービスの特徴

街路樹などが美しいまちなみを形成している。  
公園・緑地はレクリエーション活動の場として活用されている。  
小金井公園などの花見スポットが引き継がれている。

- 本市の地域資源として重要なみどり豊かな景観や、歴史的景観である屋敷林、春のお花見スポットとなっている公園・緑地などを今後も保全することが必要である。

屋敷林が保全されている。

屋敷林は歴史を伝える地域資源となっている。

### 3) 将来像と基本戦略

#### ① 将来像

本戦略の将来像は、環境基本計画の環境未来像 2050 と共通とします。

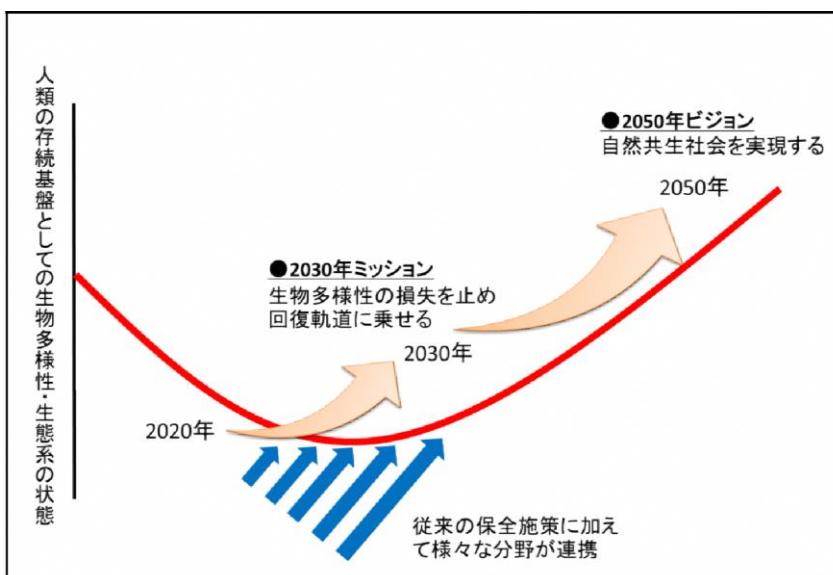
#### ② 基本戦略

- ・基本戦略: 生物多様性のもたらす恩恵(生態系サービス)を将来にわたり持続的に利用するため、生物多様性の保全とその活用に取り組む。
- ・取組方針は、「生物多様性国家戦略 2023-2030」の基本戦略に準じ、以下の5つとする。
- ・取組方針①生態系の健全性の回復
- ・取組方針②自然を活用した社会課題の解決
- ・取組方針③ネイチャーポジティブ経済の実現
- ・取組方針④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動
- ・取組方針⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備の推進

#### コラム ネイチャーポジティブ経済

「ネイチャーポジティブ」とは、生物多様性の損失を止め、回復傾向に反転させることを意味する言葉で、「自然再興」とも表現されます。

「ネイチャーポジティブ経済」は、自然や生態系への配慮や評価が組み込まれた、自然資本や生物多様性を守り活かす経済のことで、実現のためには現在の社会や経済の仕組みを変革することが必要です。「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、2030年にネイチャーポジティブを実現することを目標としています。



2030年ネイチャーポジティブの概念

出典:環境省

- ・企業の場合、事業活動が生物多様性に与えているネガティブな影響を把握し、それをポジティブなものに転換するために事業を再構築することなどが求められます。
- ・個人の場合、買い物などの日常の行動が、生物多様性にどのように関わっているか考え、行動の変容を図ることが求められます。

## 4) 具体的な取組

### ① 生態系の健全性の回復

- ・街路樹や公園・緑地、屋敷林、学校、公共施設などのみどりの維持管理において在来種の保全や外来種の適切な管理に取り組み、生物多様性の保全・向上を図る。
- ・市内の自然環境保全地域を維持し、生物多様性の保全を図る。

### ② 自然を活用した社会課題の解決

- ・街路樹や公園・緑地、屋敷林、学校、公共施設などのみどりの維持管理を行うことにより、在来種の保全や外来種の適切な管理に繋げ、生物多様性の保全・向上を図る。

### ③ ネイチャーポジティブ経済の実現

- ・市内の農業における生態系サービスの実態と生物多様性の保全効果について、市民や農業者に向け情報を発信する。
- ・生物多様性の保全に配慮した農業の手法について、農業者に対し情報を発信する。

### ④ 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動

- ・市内農産物の地産地消の取組の推進により農地を保全し、生物多様性の保全・活用を図る。
- ・生物多様性に関する情報発信と環境教育・環境学習の推進を通して、生物多様性の保全・向上と、市民の生物多様性保全の意識醸成を図る。
- ・生物多様性の保全に繋がる消費行動や配慮事項について、市民や事業者に向け情報を発信する。
- ・在来種の生息・生育に配慮するとともに、外来種の新たな侵入の防止を図る。

### ⑤ 生物多様性に係る取組を支える基盤整備の推進

- ・現地調査や、市民や活動団体等の持つ資料の収集・整理により、市内の生物生息状況の把握に継続して取り組み、市内に生息する生物種のリストを作成・更新し、生物多様性の現状を評価する。
- ・特に生物多様性の保全上重要な生物生息箇所(ホットスポット)については、重点的に調査を実施する。
- ・市民参加による生物調査や観察会等を実施し、また、生物多様性の現状と生態系サービスについて理解の増進を図る。
- ・河川や水辺などの生物生息状況について市民に分かりやすく伝え、市民の河川や水辺の現状や課題に関する理解の増進を図る。



- ・市民や活動団体等の生物多様性の保全・活用に関する取組について情報を収集・整理し、市民、事業者に向け情報を発信することで生物多様性の保全・活用に係る取組の活性化を図る。

## 5)その他

生物多様性地域戦略の「管理・見直し」と「推進体制」については、環境基本計画の第5章に共通事項として示します。

# 第5章 計画の推進方策

## 1 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・市の各主体が当事者意識を持ち、目標の達成に向けて取り組んでいくことが重要であることから、各主体がその役割に応じた取組を進め、三者が連携・協働することで効果的かつ着実に計画を推進していきます。

環境問題の中には本市だけで対応ができないものもあるため、必要に応じて東京都や近隣自治体と連携した取組を進めるとともに、本計画の推進と進行管理については、次の組織を中心に行います。

### 【環境審議会】

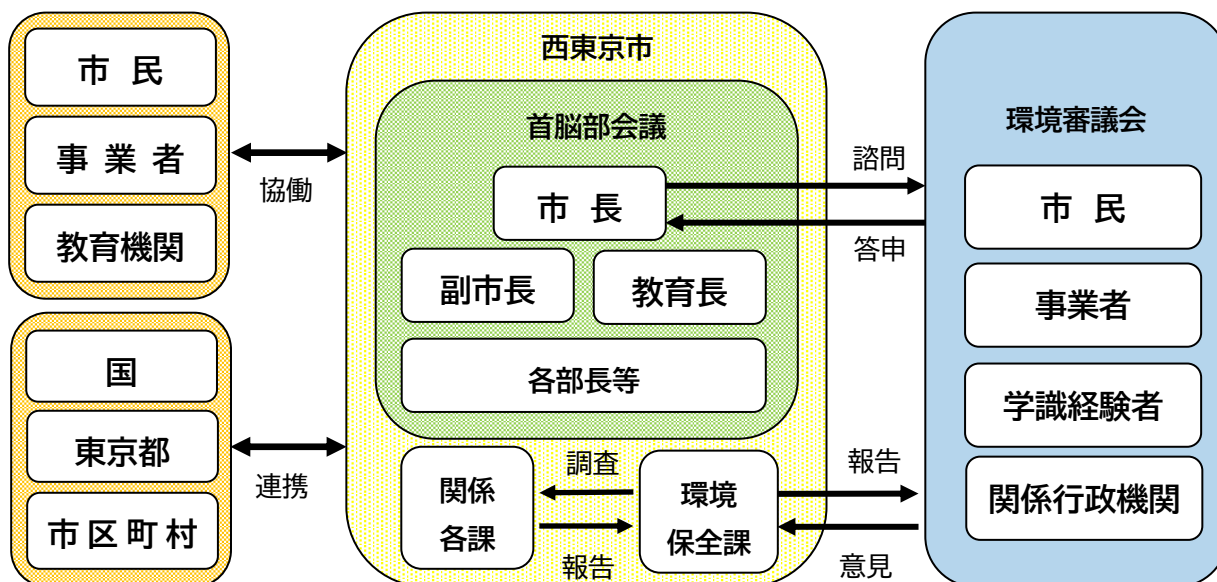
西東京市環境基本条例に基づく市長の附属機関で、市民・事業者・学識経験者・関係行政機関により構成されます。

環境基本計画の策定及び変更や市の環境施策の進捗状況について、市長からの諮問に応じ、調査・審議を行い答申します。

本計画の施策及び重点プロジェクトの実施状況について、環境保全課からの報告を受け、意見を述べます。

### 【庁内組織】

- 本計画の施策及び重点プロジェクトを関係各課において推進します。
- 本計画の進捗状況について、環境保全課が調査・点検を行い、環境審議会に対し報告を行います。
- 環境審議会からの答申及び意見について、市長主宰のもと副市長、教育長、部長等で構成される首脳部会議において協議、報告を行います。



## 2 進行管理の手法

### 1) PDCA サイクルによる進行管理

本計画の施策を着実に進めるためには、進捗状況の定期的な点検・評価を行い、必要に応じて見直す適切な進行管理が重要です。

計画の進行管理は、「計画(Plan)」「実行(Do)」「点検・評価(Check)」「見直し(Act)」のPDCAサイクルを基本として、取組の実効性を確保します。

#### ■計画(Plan)

本計画では、環境未来像と、その実現に向けた施策、進行管理を示しました。また、必要に応じた見直し及び5年後を目途に中間見直しを行い、未来像や基本方針、具体的な取組を設定します。計画の内容については、環境審議会で審議します。

#### ■実行(Do)

本計画に基づき、各主体が具体的な取組を実行します。

#### ■点検・評価(Check)

毎年、重点プロジェクト及び主な計画関連事業の進捗状況や環境指標の最新数値を把握し、計画の達成状況を評価します。

評価結果に基づき、施策や取組内容を見直し、次年度以降へ反映させていきます。

#### ■見直し(Act)

評価結果に基づき、施策や取組内容を見直し、次年度以降へ反映させていきます。

### 2) 指標・目標の活用

本計画に基づく取組状況や環境指標に対する目標の達成状況を把握します。また、その結果をもとに点検・評価を行い、未来像の実現に向けた取組に反映させていきます。

### 3) 進捗状況の把握や点検・評価及び公表

「年次報告書(西東京市環境白書)」により西東京市の環境の状況や施策・事業の取組状況、今後の取組方針等の点検・評価結果を公表します。